

会 報



日食協

Vol. 124 May. 29. 2002

平成 13 年度事業報告	1
概 况	
總 務 関 係	3
定時総会・理事会・正副会長会議・定款変更・農林水産省検査	
本 部 事 業 活 動	19
運営委員会（拡大運営委員会・定款変更等研究会・賛助会員世話人会・食品卸団体連絡 協議会）・食品流通委員会・情報システム委員会（ネットワーク検討会）・物流委員会・ 商品開発研究会・商品コード等研究会・法務研究会）	
受 託 事 業	47
酒類・加工食品データベースセンター事務局業務	
農林水産省補助・助成事業	57
先進的地域食品流通近代化戦略モデル事業	
食品販売業ブロック組織企画検討推進事業	
支 部 活 動	58
北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄	
事 務 局 活 動	66
◇平成 13 年度活動状況	69
◇会員動向・県別会員数	76
◇財務諸表	
平成 13 年度収支計算書・貸借対照表	77
正味財産増減計算書・財産目録	79
◇平成 14 年度事業計画案	80
◇平成 14 年度収支予算案	81
新 年 度 事 業 活 動	82
業 務 日 誌 よ り	88

回

覧

理 事 会

日 時 平成14年5月29日（水） 12時30分
場 所 鉄道会館ルビーホール11階 橋・桐の間
電話（03）3211-5611（代表）

＜議 案＞

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件
第2号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成14年5月29日（水） 14時
場 所 鉄道会館ルビーホール 12階 凤凰の間
東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲北口
電話（03）3211-5611（代表）

＜議 案＞

第1号議案 平成13年度事業報告に関する件
第2号議案 平成13年度収支決算報告に関する件
第3号議案 会員の動向に関する件
第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第5号議案 平成14年度事業計画案に関する件
第6号議案 平成14年度収支予算案に関する件
第7号議案 役員改選に関する件
第8号議案 その他

以 上

平成 13 年度事業報告

概　　況

期待した 21 世紀の幕明けであった。所が意に反して、「テロ多発」を始めとして予期せざる事態が連続した。我国においては BSE の発症、大型小売業の破綻、そして「詰め替え事件」に端を発した表示に対する不信感等々。そして我国の社会的構造に起因しているデフレ傾向と消費の不振、雇用不安、株価を始めとする暗い見通しの経済環境は、当業界に直接・間接大きなダメージを与えた一年であった。

このため、「公正取引・公正競争」を掲げてスタートした 13 年度であった筈が、期央をまたずに「卸中抜き対応」「与信問題対応」「安全性」にウエイトを移す所となり、当初の事業計画に予測したものと若干事業活動を変更せざるをえなかつたのが実態であった。

かかる中で各委員会及び支部の幹事企業各位のご協力により、いち早くこの間の具体的活動対応が為され、所期の事業計画の一部につみ残しあるもの、概ね当面の会員ニーズと諸官庁・行政の要望期待に応えられたものと考えられる。

もとよりこれ等は賛助会員各位の全面的支援の賜物であり、例年の事乍ら、(財)食品流通構造改善促進機構、(財)流通システム開発センター、全国卸売酒販組合中央会、(社)日本缶詰協会、日本製缶協会、(社)日本パインアップル缶詰協会等の皆様方に多方面に亘ってご配慮頂いた結果に他ならない。改めて御礼を申上げたい。

以下事業例に概観し、個別委員会・各支部毎に整理することにする。

I. 調査研究事業

年初の事業計画に沿い、かつ期央に発生した今日的テーマと併せて幾多の調査研究事業が実施され、各テーマ毎に成果を挙げたと考えられる。

その一つは「卸中抜き対応」であるが、これは食品流通委員会が「卸機能検討ワーキンググループ」を設置し論点を整理した。又ニーズの多かった「返品問題」についても同委員会が「返品問題改善ワーキンググループ」を結成し、アンケートを実施し、結果分析と今後の対応を提言した。

物流委員会はワーキンググループ「新物流コスト研究会」をスタートさせ、今日的な「物流コスト」概念の見直しから、新しい算出基準を策定発表した。

法務研究会は頻発した取引先の「与信問題」に対応し諸々の再建型倒産法についての研究や、「物流センターフィの契約」の在り方についての研究に成果を挙げた。

商品開発研究会では有志による消費者クレームの実態調査分析を行った。

ネットワーク検討会では、5 年ぶりに業界の情報システムの実態調査を行った。

この他にも関東支部を始めとして、各支部においてもそのワーキンググループの有志企業の委員による各種の調査研究が行われ、本年度も調査研究事業は順調に実施された。

II. 普及啓発・実践事業

当協会の経営実務研修会は、6月12日(火)関東、6月22日(金)四国、6月26日(火)九州沖縄、10月30日(火)東北、11月21日(水)北陸、14年2月26日(火)近畿と各支部において開催された。毎回の事であるが、いずれも講師に恵まれた事もあって極めて有意義であったとの評価を頂いた。背後にある各支部事務局の積極的活動の成果であった。

研修会はこの他にも、運営委員会が「中間法人法」、商品開発研究会缶詰ブランドオーナー会が「加工食品表示に関する法律」をテーマとして勉強会を開催した。定例的な研修会では関東支部における春秋2回の「商品研修会」が開催された。

一方、「情報システム研修会」は当初の事業計画に挙げられたが、酒類・加工食品データベースセンターにおいてデータベースの内容のレベルアップの検討がテーマとなり、これの結論が得られない中で、本年度の開催を見合す事になった。実践事業としては情報システム委員会の委員は年間を通して酒類・加工食品データベースセンターの事業活動に直接参加した。特に商品コード等研究会委員は同センターの委員活動とアイテム登録の促進、ひいては商品コードの代行登録作業を行い、多大の貢献をした。

また継続的実践事業では、関東支部百貨店共同配送委員会に依る首都圏近郊の百貨店納入の共同配送事業が、発足以来の株南王殿の絶大なる協力に与かり、今年度も順調に推移した。

環境自主行動計画については、各企業毎の実践であるが、折りしも各社共コストダウンの推進の必要性もあり、当然の事であるが推進の方向にあると推測される。

だが残念にも、公正競争・公正取引のガイドラインに対しては、環境の厳しさが益々競争を激化させる一方であり、取引先にすれば企業存亡を賭しての対応もあり、考え方の浸透と裏腹に現実的には実効的成果が見られない、と云われた一年であった。

III. 本部活動

当協会の法人格についての検討を引続いて行ったが、改めて協会の存在意義、目的再確認、事業活動概要の確認、事業予算規模、会員の負担等について討議した。

その結果、「現状以上の役員体制の変更等の指示があれば、その時点で任意団体に改組」という基本方針が多数意見であると理事会で判断し採択された。

運営委員会及び事務局はこれを受けて、「任意団体の概要」の検討をした。一連の討議内容の一部は当然の事であるが今後の運営に反映させて行くこととした。

参考

平成13年度事業計画

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

21世紀を迎えて流通環境は愈々その変革の度を増している。

背景に経済低迷、消費不振があり、加えてグローバル化、IT革命、規制緩和等が業界を内外より振り動かしている。

その中で、国民生活にとって大事な日常消費財を取り扱う中間流通業は、その機能の大小に依り、存在の可否を決定されようとしている。

従来より明言して来た、社会に貢献する機能の保有者が、ローコストでその業務を担う時に存在が認められる時が来たのである。

加工食品卸売業者の全国団体として、斯かる時に為すべき事業を次の如く計画した。

1. 調査研究事業

- (1) 業界助向の予見に関する調査研究。
- (2) 業界に於ける公正取引・公正競争の研究。
- (3) 取扱商品のマーチャンダイジングに関する研究。
- (4) I T対応のロジスティクスに関する研究。
- (5) 企業のマネジメントに関する研究。
- (6) その他食品流通構造改善促進に関する調査研究。

2. 普及啓発・実践事業

- (1) 公正取引・公正競争のあり方の普及。
- (2) I T革新対応に関する啓発。
- (3) データベースセンターを中心とするインフラ活用の普及。
- (4) ローコストオペレーション技術に関する啓発。
- (5) 環境問題対応に関する実践。
- (6) 取扱商品の安全性に関する啓発と表示等の実践。
- (7) ロジスティクスの共同化についての実践。
- (8) マネジメントレベルアップに関する啓発。
- (9) 各種標準化・基準の啓発普及。
- (10) その他食品流通構造改善促進に関する実践。

3. 本部活動

- (1) 日食協存在意義の再確認。
- (2) 効率運営のための再確認。
- (3) 事務局活動のコストパフォーマンスのレベルアップ。

以上

一事業担当別活動状況—

総務関係

平成13年度の協会全体の運営は、定款に則り、かつ公益法人会計原則、協会規定に基づいて滞りなく遂行された。

[定時総会]

平成13年度の第8回定時会員総会は平成13年5月25日(金)14時より、鉄道会館ルビーホ

ールにて開催された。

出席状況 会員総数 208 社中 出席 33 社、委任状出席 157 社 計 190 社。オブザーバーとして賛助会員 54 社、事業所会員 3 社が出席。来賓は、農林水産省総合食料局流通課課長 河田直美殿、課長補佐 松崎俊昭殿、係長 松嶋善昭殿。國分会長と来賓代表河田課長のご挨拶のあと國分会長が議長に推薦され議長席に就き、議長は議事録署名人に日本酒類販売(株)殿と(株)東京リヨーショク殿を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 12 年度事業報告、第 2 号議案 平成 12 年度収支決算報告に関する件を事務局より続けて、会報 Vol.119 と別冊レポート「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」を資料として、概要・総務関係・各委員会活動・農林水産省補助助成事業・各支部活動・事務局活動及び収支決算報告を行った。ここで、議長は監事に監査報告を求めた。兼崎勝行監事が代表して報告があり、議長は議案の承認を求め承認された。

第 3 号議案 会員・賛助会員の入退会動向報告に関する件についても事務局より会報 Vol.119 を資料として説明があり承認された。

第 4 号議案 定款変更に関する件についても事務局より同じ Vol.119 を資料として、前年度に続く変更を逐条説明し、これも異議なく原案が可決された。

第 5 号議案 規定制定の件は事務局より、平成 12 年 11 月 7 日開催の理事会で可決された「事業所会員規定」についての説明がありこれも異議なく承認された。

第 6 号議案 会費制度の変更並びに平成 13 年度会費の額及び賦課徴収方法に関する件も事務局より説明があり、全面的な会費制度の変更と各増額案を含む原案であったが、異議なく可決された。徴収方法については従来通りに承認された。

第 7 号議案 平成 13 年度事業計画案、第 8 号議案 平成 13 年度収支予算案に関する件については議長の指示により、事務局より続けて説明があり、それぞれ原案通り可決された。

第 9 号議案 役員改選に関する件については議長より、監事 岡部有治氏の辞任申出と後任候補 池田孝雄氏の推薦があり、これも異議なく承認された。

第 10 号議案 その他 について議長は出席者に議案提議を求めたが、無かったので議事の終了を告げた。

会長が 15 時 30 分、本日の出席と討議の御礼を述べ閉会した。なお平成 13 年度の業務執行に当たった役員体制は次の如くであった。

平成 13 年度 社団法人 日本加工食品卸協会 役員

(平成 13 年 5 月 25 日現在)

役 員	氏 名	社 名 ・ 所 属	役 職
会 長	國 分 勘 兵 衛	国 分 株 式 会 社	代表取締役社長
副 会 長	磯 野 計 一	株 式 会 社 明 治 屋	代表取締役社長
副 会 長	廣 田 正	株 式 会 社 菱 食	代表取締役社長
副 会 長	尾 崎 弘	伊 藤 忠 食 品 株 式 会 社	代表取締役社長
専 務 理 事	井 岸 松 根	(社)日本加工食品卸協会	運 営 委 貞 長
理 事	竹 内 克 之	旭 食 品 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	幸 村 伸 彦	株 式 会 社 梅 澤	代表取締役社長
理 事	加 藤 武 雄	加 藤 産 業 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	角 間 俊 夫	カ ナ カ ッ ン 株 式 会 社	代表取締役会長
理 事	本 村 道 生	コ ゲ ツ 産 業 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	津 久 浦 慶 之	コン タ ツ 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	中 井 進	株 式 会 社 祭 原	代表取締役社長
理 事	宇 都 木 政 司	三 友 小 網 株 式 会 社	代表取締役会長
理 事	三 枝 晴 祐	株 式 会 社 サンヨー堂	代表取締役社長
理 事	杉 野 恵 二 郎	杉 野 雪 印 ア ケ ス 株 式 会 社	代表取締役会長
理 事	村 山 圭 一	株 式 会 社 ス ハ ラ 食 品	代表取締役社長
理 事	永 津 邦 彦	株 式 会 社 ト 一 カ ッ ン	代表取締役社長
理 事	中 村 成 朗	中 村 角 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	濱 口 吉 右 衛 門	株 式 会 社 廣 屋	代表取締役社長
理 事	堀 内 琢 夫	丸 大 堀 内 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	濱 本 正 人	ヤ マ エ 久 野 株 式 会 社	取 締 役 会 長
理 事	上 田 弘	コ ア サ フ ナ シ オ ク 株 式 会 社	代表取締役社長
理 事	湯 浅 慎 一 郎	株 式 会 社 雪 印 ア ケ ス	代表取締役社長
理 事	市 ノ 瀬 竹 久	学 識 経 験 者	
理 事	岸 原 稔	学 識 経 験 者	
理 事	西 村 均	学 識 経 験 者	
監 事	萩 原 弥 重	株 式 会 社 ヤ グ チ	代表取締役会長
監 事	兼 崎 勝 行	西 野 商 事 株 式 会 社	代表取締役社長
監 事	池 田 孝 雄	味 の 素 株 式 会 社	常 務 取 締 役

[理事会]

平成 13 年度理事会は 4 回開催された。

◇総会に向けての定例理事会は 4 月 20 日(木)11 時 30 分より鉄道会館ルビーホールにて開催された。

出欠状況は理事 26 名中出席 19 名 委任状出席 7 名、計 26 名。監事 3 名出席。来賓出席として農林水産省総合食料局流通課課長 河田直美殿他 2 名が来臨され河田課長がご挨拶された。國分会長が開会の挨拶の後、定款の定めで会長が議長席に就き、議事録署名人に津久浦慶之理事と岸原稔理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 12 年度事業報告に関する件と第 2 号議案 平成 12 年度収支決算報告に関する件は議長より、事務局に続けて報告するよう指示があり、事務局より「理事会・定時総会資料(案)」をもとに説明があり、監査報告を兼崎勝行監事が行った。議長は承認を求めたが異議なく可決された。

第 3 号議案 会員の動向に関する件は事務局より同資料をもとに説明し承認された。

第 4 号議案 会費制度の見直しの件も指示を受けた事務局より、既に平成 12 年度 11 月 7 日の理事会で審議可決済みの基本案に、その後に追加討議された「平成 13 年度の会費額の適用措置」を説明しこれも承認された。

第 5 号議案 役員改選に関する件も事務局より、岡部有治監事の辞任の申出と後任候補池田孝雄氏(味の素株)の推薦の報告があり、これについても可決。

第 6 号議案 平成 13 年度事業計画案に関する件、第 7 号議案 平成 13 年度収支決算案に関する件も議長の指示により事務局が続けて説明。これも原案通り可決された。

第 8 号議案 定時総会に特に付議すべき事項 (①事業所会員規定制定の件②会費内規の件③定款変更の件) についても事務局より説明があり、議長が閉会の宣言と挨拶を行った。14 時 25 分であった。

◇5 月 25 日(金)12 時 30 分より鉄道会館ルビーホールにて恒例の総会議案確認の理事会が開催された。

出欠状況 理事出席 26 名中 23 名 委任状出席 3 名 計 26 名。監事 3 名中出席 2 名。國分会長は挨拶の後、定款の定めにより議長席に就き、議事録署名人に宇都木政司理事と市ノ瀬竹久理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 定時総会提出議案の確認の件については、議長よりの指示を受けて事務局より 4 月 20 日使用の資料のその後の追加訂正部分の説明と、「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」についての意見聴取報告と、新年度活動状況等の報告を行った。議長はその「あり方」が協会の具体的スタンスとなる事の確認も含めて承認を求め可決された。

第 2 号議案 その他 は事務局より新規加入 1 社の承認を求める件が提起され可決された。閉会が告げられたのは 13 時 35 分であった。

◇11 月 7 日(水)11 時 30 分より鉄道会館ルビーホールにて理事会を開催。

出欠状況 理事 26 名中出席 22 名 委任状出席 4 名 計 26 名。監事 3 名中出席 3 名。
来賓 農林水産省総合食料局流通課課長 河田直美殿他 2 名。
國分会長と来賓代表河田課長の挨拶の後、会長が議長席に就き、議事録署名人として三枝皓祐理事と岸原稔理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 13 年度上半期事業報告及び下半期活動については、指名を受けた事務局より会報 Vol. 121 を主資料として使用して説明報告がなされた。①総務・事務局活動②各委員会活動③支部活動④会員・賛助会員の入退会⑤上半期収支決算⑥下半期活動見通し。議長は兼崎勝行監事に監査報告を依頼した後、承認を求めて可決された。

第 2 号議案 定款変更等研究会の報告の件については、事務局より経緯の説明と全会員に対して実施したアンケートの結果報告を行った。回答 101 社中 62 社が表明した任意団体への移行志向に対し、社団法人存続志向は 17 社であった。

結果、行政からの改めての指示がない限り、14 年度についても現行通りの定款に基づき運営することと、反面、当局の指示があればそこで社団法人の解散を決議し、現事業をそのまま承継する任意団体を発足させることができ大勢の意向に沿うと解釈した。そして承継する任意団体の骨格についての研究を運営委員会が行うことになった。

第 3 号議案 その他 については、事務局からの提起により、平成 14 年度暫定予算審議については、在京理事中心に出席可能者により開催し、事前に全員に対して書面に依る審議、意思表示を頂く方法とした旨について審議が行われた。議長は場合に依っては平成 14 年度会費額及び徴収方法の原案作成に関して、正・副会長に一任する事も含めて承認を求め、了承された。13 時 40 分であった。

◇平成 14 年 1 月 22 日(火)15 時より当協会会議室にて臨時理事会が開催された。

出欠状況は理事 26 名中 出席 10 名 委任状出席 16 名 計 26 名。監事 3 名中 委任状出席 3 名。事務局より正副会長いずれも代理出席なので議長に井岸松根専務理事を選出する事を提起、議長は議事録署名人として市ノ瀬竹久理事と岸原稔理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 14 年度暫定収支予算に関する件については議長より資料 1 (後掲) の予算案を示し、同案は既に理事・監事全員に意見を求めていたが、全員異議なく賛同を得ているとの報告があり、原案通り承認。なお同案は 5 月予定の総会で決議される平成 14 年度予算に包含される事も確認された。

第 2 号議案 組織変更等における「任意団体」概要の件についても議長より資料 2 (後掲) の説明と同時に、この案について事前に理事・監事全員の賛同を得ている旨の報告もあり承認した。この原案は 5 月に予定される総会を待たずに、必要があれば全員に報告説明することとした。

以上で閉会となった。15 時 30 分だった。

平成 14 年度暫定収支予算
(平成 14 年 4 月 1 日～平成 14 年 5 月 29 日)

資料 1

1 収入の部

大科目	中科目	金額
会費収入	会員会費収入	7,000,000 円
雑収入	雑収入	50,000 円
当期収入合計		7,050,000 円
前期繰越収支差額		18,683,588 円
収入合計		25,733,588 円

2 支出の部

大科目	中科目	金額
事業費	調査研究事業費	500,000 円
	知識啓蒙事業費	1,200,000 円
管理費	人件費	3,200,000 円
	会議費	1,000,000 円
	事務諸費	1,400,000 円
当期支出合計		7,300,000 円
当期収支差額		▲250,000 円
次期繰越収支差額		18,433,588 円

想定される任意団体の概要

資料 2

1. 名称 日本加工食品卸協会（元に戻す）
2. 定款 現行をそのまま準用する。
(但し、行政当局の所管から外れるので、関連する第 38 条の一部カット、第 41 条～第 44 条の全条カット、附則の改正があります)
3. 役員構成及び支部体制
現行体制を変更せず

4. 事業目的 当面の具体的課題は次の通り

- ・中間流通業の存在の訴求。
- ・機能対価の要求。
- ・上記の阻害要因の解明、問題解決の研究・研修・実践
- ・活動・主張の広報。

5. 事業活動 目的達成のため討議の場を設け、実践活動の中心として従来の事業活動を踏襲する。

以上

簡単に説明しますと、従来の社団法人 日本加工食品卸協会が「社団法人」でなくなっただけのものとお考え下さい。

従って、予算規模も従来と大きく変化致しません。

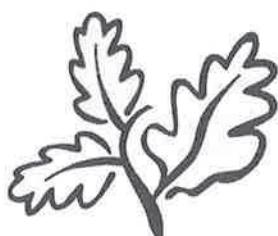
[正副会長会議]

本年度は定例的に2回開催された。会議以外には随時、専務理事との打合せにより正副会長の意向を受けて運営に反映させた。

◇4月20日(金)9時50分よりルビーホールにて本年度第1回目の正副会長会議が開催された。当日直後の理事会と5月開催予定の総会の議案内容と運営についての討議が主題であったが、特に会費制度変更後においても支出超となる予算案について再検討がなされ、今後の改善策の確認がなされた。加えて「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」(食品流通委員会ワーキンググループ作成レポート)を基本的スタンスとする事の是非について討議がなされ、原案通り理事会に諮る事となった。

◇11月7日(火)10時よりルビーホールにて本年度第2回目の正副会長会議が開催された。まず定款変更等研究会の報告がなされ、理事会での報告内容が討議され、確認された。特に少数意見となった「社団法人存続志向」の17社中10社の意見について事務局が聴取した生の回答の報告がなされた。

その他に理事会運営次第、暫定予算審議方法、会費徴収の臨時措置、酒類・加工食品データベースセンターの課題と解決について討議がなされいずれも基本方向が決議された。



[定款変更]

平成13年5月25日の総会で決議された定款の一部変更については当日の議事録を作成した後、6月26日付で申請。結果、8月28日付で武部勤農林水産大臣より認可の連絡があった。



農林水産省指令13総合第1520号

東京都中央区日本橋室町2丁目5番11号
江戸ビル4階

社団法人 日本加工食品卸協会

会長 國分 勘兵衛

平成13年6月26日付け庶発第168号をもって申請のあった定款の変更については、申請のとおり認可する。

平成13年8月28日

農林水産大臣 武 部



社団法人 日本加工食品卸協会 定款

平成 5 年 8 月 5 日より施行
平成 12 年 12 月 28 日一部変更
平成 13 年 8 月 28 日一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION という。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる場所を東京都中央区日本橋室町二丁目 5 番 11 号江戸ビル 4 階に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及
- (2) 加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導
- (3) 加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理
- (4) 加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第 5 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者とする。

(入 会)

第 7 条 協会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込

書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱 退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格が喪失したとき。
- (3) 破産宣告を受けたとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第11条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

(贊助会員)

第12条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、贊助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める贊助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適當と認める場合には、協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

- (3) 死亡又は解散したとき。
 - (4) 賛助会費を引き続き1年以上納入しないとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 5 既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 6 第9条の規定は、賛助会員について準用する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上 30人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから会長1人、副会長3人及び専務理事1人を互選する。

(役員の職務)

第14条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第16条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第17条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合に

は、協会は、その総会の開催日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(名誉会長及び顧問)

第19条 協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮詢に応ずる。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第20条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第22条 総会は、会員現在数の過半数以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
- 4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成等)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
 - (1) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

- (2) 監事が、財産及び会計の状況又は業務の執行について、理事会へ報告する必要があると認めたとき。

(理事会の権能)

第28条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法。
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項。

(規定の準用)

第29条 第21条第3項、第22条、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第30条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第31条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第32条 協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第33条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類

- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第35条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金、会費及び賛助会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金または交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第37条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

(借入金)

第38条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、暫定予算として前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第40条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならぬ。

(報 告)

第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第9章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可をうけなければその効力を生じない。

(解 散)

第43条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第44条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。

第10章 雜 則

(細 則)

第45条 この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の設立許可のあった日（平成5年8月5日）から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。
- 3 協会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 4 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 5 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成12年12月28日）から施行する。
- 6 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成13年8月28日）から施行する。

[農林水産省検査]

平成14年2月8日（金）農林水産省の平成12年度を対象とする法人検査が、総合食料局流通課 松嶋喜昭氏（総括者）、内藤光幸氏、平野賢一氏の3人に依って実施された。結果として業務の運営状況については概ね問題なしとの評価を頂いたが、事業費支出が総支出の2分の1に達していない点と、内部留保の水準が一事業年度における事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%を越している点についての改善方の指摘を受ける所となった。

本部事業活動

[運営委員会]

定例的な運営委員会は4月、5月、7月、8月、10月、12月、1月、3月の計10回開催。この他に定款変更等研究会、拡大運営委員会、4月・11月の賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会に参画した。また理事会には運営委員も事務局の一員として毎回出席し、予定通り多忙な一年だった。

- ◇4月17日（水）13時30分より開催。議題は①定款変更案確認 ②会費制度内容検討 ③支部活動費予算額 ④会員動向・未収会員会費 ⑤予算最終案 ⑥酒類・加工食品データベースセンター（以下SKDB）受託 ⑦リース・アップ備品。
- ◇5月25日（金）11時より開催。議題は①新入会員 ②理事会総会資料訂正、「日食協の考え

- る公正取引・公正競争のあり方」の基本的スタンスとしての位置づけ ③徴収会費改訂額 ④各委員会活動
- ◇ 7月5日(木)15時より開催。議題は①定款変更等研究会開催企画 ②本年度補助事業 ③各支部総会状況報告 ④三重国分より来信 ⑤入退会 ⑥各委員会活動 ⑦公正取引委員会の回答。
- ◇ 8月9日(木)15時より開催。議題は①会費制度検討 ②卸団体連絡協議会運営企画 ③総支出に占める事業費の割合不足 ④公正取引委員会からの回答 ⑤各委員会活動 ⑥農林水産省より調査依頼3件。
- ◇ 10月10日(水)15時より開催。①法人格アンケート回収状況 ②卸団体連絡協議会役割 ③各委員会活動。
- ◇ 12月25日(火)15時30分より開催。①任意団体の役員体制 ②臨時理事会開催。
- ◇ 1月22日(火)15時30分より開催。①暫定予算確認 ②任意団体の概要確認 ③拡大運営委員会企画 ④各委員会活動。
- ◇ 3月11日(水)15時より開催。①各委員会活動 ②平成14年度運営体制見通 ③事業計画案 ④収支予算案 ⑤任意団体の事業規模 ⑥繰越金の有効使途 ⑦社団法人10周年、協会25周年について。

[拡大運営委員会]

平成14年度2月20日(水)12時より開催。運営委員長として井岸専務理事の挨拶があった後、後掲するメンバーの自己紹介があり議事に入った。①想定される任意団体の概要報告 ②14年度各事業及び運営上の見通し ③各支部活動予算額について ④各支部活動状況報告及び周辺問題について ⑤各委員会活動状況その他。

定刻になり、運営副委員長 市ノ瀬竹久氏(株)菱食が「行政関連の業界団体と企業のやる事とは自ずと違う。かかる時期明るいものを求めて活動したいし、新しい文化を作らねばならない時にある。」と結んで閉会。

拡大運営委員会 出席者名簿

支部名/委員会名	日食協役職	社 名	氏 名
北海道支部	副支部長	(株)スハラ食品	村山 圭一
東北支部	副支部長	東北国分(株)	西條 清志
関東支部	流通業務委員長	(株)三友小網	田中 実
東海支部	支部長代理	佐竹商事(株)	佐竹喜代一
北陸支部	副支部長	北陸中央食品(株)	澤田 悅守
近畿支部	支部長代理	伊藤忠食品(株)	高橋 雅信
四国支部	支部長代理	旭食品(株)	渡辺 国雄
九州沖縄支部	支部長代理	コゲツ産業(株)	松尾 章
運営委員会	副委員長	株菱食	市ノ瀬竹久

"	副 委 員 長	(株)明治屋	岸原 稔
"	委 員	(株)三友小綱	高崎 英二
"	委 員	(株)雪印アクセス	村井 敏夫
"	委 員	(株)サンヨー堂	柴田 俊宏
"	委 員	(株)廣屋	高橋 清志
"	委 員	伊藤忠食品(株)	浅井 久生
"	副 委 員	国分(株)	奥山 則康
"	運 営 委 員 長	(社)日本加工食品卸協会	井岸 松根

* 中国支部のみ欠席

[定款変更等研究会]

平成13年度の定款変更等研究会は、9月1日(土)9時より当協会会議室にて開催された。テーマは「当協会の法人格の選択について」であった。同研究会がまとめた当日の集中討議の結果報告と出席者は次の如くであった。

定款変更等研究会報告書

平成13年9月1日

平成13年9月1日(土)本年度第1回の定款変更等研究会を日食協会議室において開催し、主として当協会の今後の在り方と、それに相応しい法人格について討議した。

当日の出席者は別紙のとおり。以下討議の概要について報告する。

1 当業界の同業者団体として求められるものの確認

毎回討議してきたことであるが、今回も以下の如く確認をした。即ち、

中間流通業の存在の訴求

機能対価の要求

上記の阻害要因の解明、問題解決の研究・研修・実践

活動・主張の広報

上記の討議の場であり、実際活動の中心とならねばならない。

2 必要な運営業務の確認

上記1の活動を継続的に、具現化するとなれば、効率的に運営が為される事務局を設置せざるを得ない。そこにおける最小限必要な運営業務は次のとおりである。即ち、

会員管理

収支管理

会員間連絡・連絡誌の作成

会議・研修の開催

3 法人格の選択に当たっての問題点整理

今までの主な経緯と討議を行なったポイントを整理し、その後の集中討議を図るために別紙資料（会員アンケートの資料としても活用）について討議確認を行なった。

4 全会員の意向調査の実施について

ここで大事なのは、現会員の意向である。本件については今までに一度もその意向を伺う機会が無かったので、ここで各会員がこれまでの情報でどう考えるかを把握する必要がある。そこで別紙の如くアンケートを実施することとした。集計結果は、11月の理事会において参考資料として提出されることは言うまでもない。

5 当研究会としてのまとめ

出席者の意見を最終的に各自が述べた。事務局を除く意見では、多くの考え方は、社団法人存続か否かの二者択一であった。存続を考える者の中には、「同業団体としても卸売業が生き残るには、よりオープンな会議の中で正々堂々議論し、主張していかなければならない。寧ろ公益法人化を促進すべき」「農水省所管の傘の下で、対小売業・製造業に拮抗力を持つべき」という意見が出された。一方移行論としては、「中間法人を設立し、今後も我々の独自性の發揮できる全国団体であるべき」の一言に尽きる傾向であった。しかも「移行の時期としては、正に理事構成変更実施を現実に期限付けられるような状態に至るまで、社団法人であるべき」までほぼ意見の一致を見るに至った。言い換えれば、やむを得ずぎりぎりまで待って中間法人を選択する、と言う意見が過半を超したのであった。

一方最後に発言した事務局に携わる者の意見としては、消去法で考えると、まず中間法人への移行は何のメリットも無いし、登記の手間が残る点、法人呼称が煩雑になる点などの実務面でのマイナスが大きいこと、それにも増して、いろいろと登場するであろう他の中間法人と同類に見なされる事のマイナス点が十分予測されるので、絶対反対の意見が述べられた。

そこで事務局としては次の二者択一になる。つまり理事構成を変えて、今後これ以上に、公益事業と言う事業をあえて実行することの無意味さを考えての社団法人維持か、いろいろとマイナス面も覚悟しての任意団体へ復帰するかの選択になる。結果、両者間比較は一長一短であるが、そもそも我々は基本的に同業団体であって、狭義の、または直接的に公益を目指す団体ではないことを考えれば、出発時の原点に戻って任意団体への移行と言うことにも一理あるのではないか、と云う意見が述べられた。

問題は移行のタイミングにもあると考える。我々には、今まで少なくとも間接的に公益を旨として活動してきた自負がある。他の同業団体とは一線を画して行動してきた誇りもある。行政側がすべてを斟酌した上で、なお理事構成の変更期限を通知してきた時、それから解散手続きに入つてもおかしくないと考える。その間、残余財産の有効活用と新団体結成準備に並行的に当たることが常識的であると考える、この事については意見の一致を

見た、と考えられる。

しかし、研究会では敢えてその後の意見を統一する事は避けて報告する事とした。

そしてこの後の意見交換会では、移行するについては、中間法人に固執する意見はなく、むしろ実務を優先する事などが語られ、結果として、任意団体への移行が多数意見となつてはいないが、現実論としてやむを得ず改組を迫られれば社団法人解散、そして新団体のスタート、そして必要であれば中間法人化、更には再度公益法人設立をチャレンジする事も予測されると言う会話の中で会議を終了した。

以上

出席者名簿

	社名	氏名		社名	氏名
運営委員	㈱菱食	市ノ瀬竹久	運営副委員	国分(株)	奥山 則康
"	(株)サンヨー堂	柴田 俊宏	"	(株)明治屋	大竹一太郎
"	伊藤忠食品(株)	浅井 久生	食品流通副委員	国分(株)	中島 克浩
"	㈱廣屋	折本 重則	事務局	運営委員長	井岸 松根
"	(株)雪印アクセス	村井 敏夫	"	事務長	片岡 次之
"	㈱明治屋	岸原 稔	"		角田 牧夫
情報システム委員	加藤産業(株)	加藤 和弥			

◇法人格選択アンケート集計最終結果

発送対象は 205 社 回答 101 社

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 社団法人として存続させるべき | 17 社 |
| 2. 中間法人を設立すべきだ | 9 社 |
| 3. 任意団体に戻って頑張るべきだ | 62 社 |
| 4. いずれでも良いと思う | 12 社 |
| わからない | 1 社 |

〔賛助会員世話人会〕

「我々の販売を担う方々の数が減り、そして残された企業の団体の収支改善というのであれば、これも(会費増額)止むを得ないと考える。」という有難いお言葉を頂いたのも、この賛助会員世話人会の春の会議の席上であった。一方「一番大切なテーマは、やはり一口コストオペレーションの実現ではないかと思っております。(中略)小売業さんとの直接取引の線があるわけでございます。そのルートにとってみれば、ある意味ではもしかすると安くなるかも知れないと思っています。」と厳しいご指摘を頂いたのは秋の会議の席上だった。

◇第42回賛助会員世話人会が開催されたのは4月26日(木)であった。冒頭、世話人会代表という事でお世話になった岡部有治氏(味の素㈱)が人事異動で、池田孝雄氏(味の素㈱)に交代された事をご紹介し開会した。議題は①理事会決議内容報告(会費制度の見直し・賛助会員会費増額を含む) ②総会討議事項の説明(監事の交代) ③レポート「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」についての説明 ④その他。

◇第43回賛助会員世話人会は11月20日(火)に開催された。当日は11月7日開催の理事会の内容報告に終始して閉会となった。しかし情報交換という場では「マイカル問題」「BSE問題」等々テーマが続出してしばしば会話が弾んだ。

[食品卸団体連絡協議会]

10月18日(木)12時30分より東京ステーションホテル会議室にて第25回の食品卸団体連絡協議会(大阪府食品卸同業会、京滋食品卸同業会、中部食料品問屋連盟、東京都食品卸同業会と当協会)を開催。

今回から新しい方式での協議会となり、司会進行を当協会側で担当。テーマは①返品問題 ②ITFコードソースマーキング ③メーカーに対する立替金 ④各団体の現況における問題認識・テーマのアンケート結果報告 ⑤その他

次回も当協会が企画運営に当ることとなった。

[食品流通委員会]

◇12年度に作成した「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」については、総会において当協会の基本的スタンスとして採択決議されたものの、その後これを配布、啓蒙普及するについて、公正取引委員会に問合せした所、配布するパンフレットに表現するについては、部分的に訂正を要すると指導があった。増刷配布するパンフレットはその訂正に基づいて作成したが、意図する考えを否定されたものではなかった。また、その指導を待つまでもなく、各支部に対しては、既に報告を実施したあとであった。そして指導通り訂正したパンフレットを後刻会員を始めとする関係者に配布した。

◇13年度食品流通委員会は、年度初めに前年度からの課題とされていたテーマの中から①「卸中抜き論」対応 ②返品問題を選択した。「卸中抜き論」対応については、ワーキンググループメンバーとして、中島克浩氏(国分㈱)、大竹一太郎氏(途中より菰田義壽氏とともに㈱明治屋)、加藤和弥氏(加藤産業㈱)、原正浩(㈱菱食)の4氏を選出し、互選に依り中島克浩氏を座長として作業に入った。同ワーキンググループは、作業名を「卸機能検討」として、その後の討議を重ねた結果、後掲する「日本の中間流通業の今日的存在意義について」というレポートにまとめて論点を整理報告した。

「返品問題」についてはワーキンググループメンバーとして石川秀雄氏(株)廣屋)以下牧野勝行氏(株)三友小網)、今井哲男氏(株)雪印アクセス)、佐藤満氏(伊藤忠食品株)の4氏を選出し、互選に依り石川秀雄氏を座長として作業に入った。同ワーキンググループは作業名を「返品問題改善」とした。作業の最初に実態把握のためのアンケートの実施が必要となり、事務局パートナーとして株流通政策研究所を起用、同社の菊池宏之氏と赤座忍氏の参加を得、アンケートを実施した。中間でアンケート集計報告等を行ったりしながら最終報告書を作成すると共に、ダイジェスト版を作成し、広く報告すると共に改善につなげるべく努力することになった。そのまた一部(第4章のみ)を抜粋掲載する。

◇本年度の会合は4月10日(委員会)、6月8日(委員会)、7月26日(卸機能検討WG、返品問題改善WG)、8月27日(卸機能検討WG)、8月28日(返品問題改善WG)、9月27日(委員会)、10月9日(卸機能検討WG)、11月2日(返品問題改善WG、委員会)、11月19日(卸機能検討WG)、11月28日(返品問題改善WG)、1月22日(委員会)、3月6日(委員会)と度重ねて開催された。

この他に2人の座長と事務局間の打合せが何回も繰返された。

日本の中間流通業の今日的存在意義について

始めに

今日の業界環境に鑑み、我々が整理しなければならない問題の中から、当食品流通委員会は、海外流通資本の上陸、大手量販店のメーカー直取引志向の再燃などに優先的に対応せざるを得ないと考え、ワーキンググループを結成し討議した。

その結果、業界人のみならず、一部の学者や証券界のアナリストにある「いわゆるグローバルスタンダード」なるものの解明や、求められている流通コストの内容、そして改めて、我々が今日果たしている社会的役割を一般社会向けに整理する作業を行った。

以下の如くに報告する。

第1章 いわゆる「卸中抜き論」について

(1) グローバルスタンダードについての論点

「卸中抜き」がグローバルスタンダードと言う論拠は、欧米における過去の流通構造変化の結果だけを見て言っているのであって、その背景にある必然性、即ち何故そうなったのかについては、全く触れていない。寧ろ、欧米に無い機能の扱い手である日本の卸の実態、長い歴史を持ち、過去果たしてきた社会的貢献度についての理解が無いままに、日本もトレンドとして欧米の後追いの社会構造になるとを考えているに過ぎないのではないか。加えて生活者動向、基本的な産業構造や、信用取引に基づく商慣行、まつわる制度・法律などが異なる国毎に、その時々の最適流通構造があると解釈するべきであり、世界中が同じ流通構造になっていくと単純に考えて良いだろうか。

しかし、小売業が自からのストアブランドやプライベートブランドの開発を、業態生き残りの政策とせざるを得ないのは当然のことであって、生産者直結の商品開発競争時代が到来することは間違ひ無い。特にメーカーのナショナルブランド商品がマイナーな

状態にある時には、その傾向は地域や商品特性を問わず当然あり得ること。この事と混同してはいけない。

(2) 小売業主宰の物流の実態とその流通コスト

工場出荷以降の流通コストを知るが為に、既に小売業が各地で実験をしたと言う事になっている。その多くは、物流専業者と契約し、作業を委託した。そして商品在庫はメーカーの在庫として、店舗に対する出荷があった時、初めて仕入れを計上する方式を採用している。共にそこまでにメーカー側が負担した経費増加は計算外の話であって、自己都合を優先させた結果の自己負担が、流通コストの全てだと考えている。そして社会全体で負担している流通機能の対価、例えば与信機能による取引拡大効果、取引集約化による規模メリットの共有獲得などについては無関係であると考えているのではないかだろうか。直取引を呼びかけられたメーカーにしても、その小売業だけが販路ではないだけに当惑する話である。その小売業にとっては誠に都合のいい話である。この直取引に魅力を感じるのは、海外で他国の商慣行の中で直取引を体験ずみのメーカーで、日本の卸売業の機能を必要としない企業か、個別に納入価格を提示できる強力な企業か、その商品特性が直物流を要求している場合という限られた企業になるのである。

そもそも小売業の考えるシステムは、当然のことであるが、すべてに亘って自己中心的にならざるを得ない。つまり部分最適でしかあり得ない。それは、消費者の購買行動や、店舗規模と物流効率を考えると必然的にそうならざるを得ないからである。

この視点から算出されたものが、全てに当てはまる流通コストの全てだと論ずるのは早計である。しかし早くから事ある毎に中抜きに走る小売業の場合、既存の卸売業者の機能に対する評価が低いのは否めない。従ってこうした小売業が満足する中間流通業の今日的機能なりそのレベルを模索する事も大切である。

(3) 海外小売業の評価

既に玩具業界では海外小売業の大手が直取引という卸中抜き論を標榜して上陸し実績を挙げている。一方、一昨年度からは当業界においてもセンセーションを巻き起こしながら展開が始まった。しかし多くの外資系企業は、日本の当業界流通構造における仕事の割り振りを知らず、レベルの高さも分からず、生活者のニーズも不十分な理解のままに取引相手を模索し始める。具体的には、卸売業が未発達の国々の経験しかないので、自分達のシステムが最高に優れているという思い込みを持って。その結果は多くのメーカーと卸からの拒絶に遇い、我が国の流通構造の中での卸との取引をメインにせざるを得ず、加工食品のマーケットに参戦する。結果、皮肉にも卸との取引に満足していると、正式なコメントを発表せざるを得なくなったのではないだろうか。

しかし、言葉の上の話であり、日本の流通コストは高いという不満を漏らしているのも事実である。またいつメーカー直取引を言い出さないとも限らない。従ってここでも素直にローコスト化への努力をする事が必要になる事は言うまでもない。

(4) 多段階流通の弊害

従って中間流通業の存在が、末端価格を押し上げているのではないか、故に中抜きすれば価格が単純に下がるという考え方には、卸売業が果たしている社会的機能を認識させ、結果としてその機能対価を支払っても価格ダウンにつながっている事を理解させる必要があることになる。

ここでも機能の無い中間の存在には、今後は収益の道が閉ざされてくる事は言うまでもないし、多段階流通による複合機能の発揮より、単独企業で複合機能の所有者が優位に立つ事も間違いないので、すべてのケースにおいて「卸中抜き論」を否定し得るものではない。

第2章 我国独特の流通構造について

では、我が国における獨得の流通構造とはいかなるものか、それが故に中間流通業者を必要とする前提条件を整理する必要がある。

(1) 我が国の食文化の特性に根差すニーズに応えた流通機構であること。

生鮮食品主体の米飯が基調にありながらも、洋食を始めとして、極めて柔軟性を持ち、バラエティに富んだ食生活。住環境において都市生活者は食料貯蔵庫を保有する事が無い為買い回り頻度の高いショッピング傾向。結果、鮮度感覚と多様性に関する要望が異常なまでに高い。この高度にして複雑なニーズに対応する商品品揃えは中間流通専業者を必要とする要因の一つになっている。

(2) 我が国の社会構造に立脚した産業構造であること。

小資本の家業から成り立つ産業構造。特に食品の製造・流通における圧倒的に多い零細企業。したがってそこにおける低収益、低生産性は避け難い。本来これを回避する社会政策があるべきが、これが欠如。そこで寧ろ社会的に補完しあう関係で住み分け構造が温存されてきた。そして今や、そこに機能の無いものが淘汰されつつある過渡期ではあるが、同時に製造業と中間流通業の補完的業務分担が、改めて合理的である事の再認識が為されているのである。現実的には特約店制度の如く再考、変革される方向にある事を理解しなければならない。

(3) 歴史的蓄積と独特の商慣行の存在

我が国歴史の中で果たしてきた、欧米には無い卸売業の役割存在が大であること。いわゆる問屋が果たしてきた歴史的蓄積のある機能、その大半は我が国固有の商取引の根幹である商慣行と法律に俟つところは大きい。それは信用制度に基づく取引制度、長期間にわたる売り掛け・買い掛けと手形制度。機能分担とその有効活用において優れた制度である特約店制度。長年にわたる建値制度。こうした中で基本的に業界全体が繁栄し、結果、国民に利益をもたらしてきた効能は大きい。

(4) 独占禁止法以外に経済法が欠落してきたこと。

物不足の時代の独占禁止法しかなくて、かつ再販価格制を否定する事が、今日のごとき物余り時代になっても国民のプラスになるという、誤った一般社会の判断が残念である。

この事がかえって、業者保護の無い中で中間流通業者をして早くから厳しい試練の中に立たせて、鍛えた。結果的に世界には例を見ない高水準の機能を持ちあわせる企業を生み出すまでに成長させている。

結論的に云えば、その国その時代における流通の最適構造がそれぞれ存在するのであって、一企業の資本力だけで、直取引を要望したり、流通構造を変化させられるものではない。我が国に固有の流通機構が存在することの必然性を認めねばならない。従つ

て継続的小売店舗の活性化を考える時、卸抜きがグローバルスタンダードという事は勿論のこと、我が国においては小売業がこの機能のすべてを取り込んで發揮出来ると考える事はできないのであろう。と同時に必要とする機能を誰がローコストでこなせるかの問題であると認識する必要がある。

第3章 今日的中間流通業の機能について

過去から永続的に中間流通業は社会的に貢献する幾多の機能を果たしてきた。今日でも果たしている。また将来に向けて期待されている。

これに対して我々は、業界内部の人間に対する「機能論」を整理し提示してきた。今ここでは視点を変えて社会的役割の見地から整理すると次の如くになる。

(1) 取引集約化機能とそのメリット

個々商品の流通コストを低下せしめるには、固定的コストについて規模メリットを用意する必要がある。最も目に映るのが配送などの物流に関するケースであるが、商取引の商談受発注、決済など商流の全てにも規模メリットは発生する。

システムを含め情報流においても然りである。製造業と末端業者が直結した場合の取引ラインの輻輳と効率の低下は言うまでもない。零細卸売業といえども、中間流通業が中間でいったん集結させ分類加工し、その上で伝達する事による社会貢献度は大きい。

例えば物流における小分け・検品、EOSによる継続的補充発注。商流におけるカテゴリーマーチャンダイジングとマネジメント。日常の商取引における情報伝達・代金や諸経費決済。これらの業務を専門担当者とシステムにより処理する結果の、この周辺の省力効果は計り知れぬものがある。

(2) システム最適化とそのメリット

その地域の生活者のニーズを追求し、結果として、川上から川下までの機構・構造、そのシステム・構成員とその収益などすべての最適化と、社会や生活者サイドとの整合性を探るべく機能を働いている企業が中間流通業である。

この機能も目に見えるものではない。そして我が国においてはいかなる巨大小売業といえども現状のシェアでは、ライバル小売業がある限り全体最適化は為し得ないし、これは我が国における独特的歴史的商慣行と産業構造が生み出すものと言わざるを得ない。

例えば信用制度を活用する与信機能、商品開発におけるマーチャンダイジング機能、リテルサポート機能の提供・ボランタリーチェーンの主宰などがこれに該当する。この核となり得ているのが卸売業である。

更に、これらの機能を生活者の視点において考えると、次のように整理できる。

①物流における集合分散の一括処理

小分け・検品・日付管理・店舗搬入など。

②商取引における集合分散の一括処理

規模メリットの追求・需給バランス・流行の確認などに基づく効率的な商談。

③これらの事務業務の一括処理

情報伝達・集計分析・代金決済など。

これらのメリットを一小売業が追求するよりも、取引数量が同等であれば、たとえ小

規模であっても卸売業のスタンスでの追求メリットの方が大きい事、したがってトータルの流通コストの削減に繋がる事を理解させる事が必要である。

第4章 機能とそのコストについて

機能の担い手が決定するのは、最もローコストである事を実証した者であるが、少なくともその内容が明確にリーズナブルなものでなければならない。

それも物流に関するコストと商流に関するコストに分けて考える必要があり、かつ今日的機能見合いの分かりやすい流通コスト概念の整理が前提として必要なのである。

(1) 物流コスト

内容については、情報処理費・流通加工費・配送費・設備費・管理費などからなるものと考える。

しかも、卸の立場で全体最適を考えたロジスティクス機能コストを算出する場面では、全てを包含し計算されるが、一小売業が考える部分最適のコスト額との比較などにおいては、その中から除外する項目や金額が存在する事に留意せねばならない。

現在当協会において物流委員会が、改めて新・物流コスト算出基準を策定したが、別掲のとおりである。この概念とその算出基準をここで採用したい。

(2) 商流コスト

内容については、同様に情報処理費・販売促進費・設備費・管理費などからなるものと考える。

マーチャンダイジング・リテールサポート・ファイナンス・トータルマネジメントの各機能提供に関するコストが計上されるわけであるか、ここで機能対価として請求すべきものは、本来フィとしてその受益者に対して請求するべきものである。

そしてその収入とのバランスが問題とされるものであって、すべての商品販売価格に付加して販売先に転嫁する事はできない性格のものである。

従って卸売業としては今後公表し得る、自社の物流コストの算出努力を為さねばならない事になる。敢えて公表しないまでも特定の取引先にはオープン化せねば、取引の永続性は保証されないと考えるべきである。

終わりに

小売業がメーカーとの直取引を志向する事は今後も随所に発生しよう。これに対してその都度反駁を加える事は可能であっても、言動を止める事は不可能である。しかし最終的には、利益の得られる方途を選択する事には変わりない。その為には言い尽くしてきた事ではあるが、我々の業務に関する社会的な認知を求めるP R活動を忘れてはならないし、「コストの解明と低廉化」努力が必然的に優先課題になる。

こうした活動は、この業界に籍を置くものが全員で共同で果たしていくべきものではないかと考える。

第4章　返品問題のポイントとその対応

平成13年度9月から10月にかけて実施した別紙アンケート集計(卸・メーカー)及びその概要を総括して更に纏めると、ポイントと今日的テーマとして次の5点が挙げられる。

これらは限りなく返品ゼロを目指すに当たって現実的に削減する為の各ステップと考えなければならない。そして一つ一つを根気よく積み重ねて行く僥々たる努力が必要である事を痛感させられる。前回、前々回の調査からも窺えるのであるが、我が国固有の返品と言う商慣行を根絶するには、今しばらくの時も必要なのである。しかし、集計結果の数値を考える時、社会的ロスであり、この生産性に繋がらない、物流・商流の作業を一刻も早く廃絶する必要性を改めて互いに認識すべきである。

1. 返品問題のポイントと今日的テーマ

(1) 「賞味期限」に関する問題認識とその対応

賞味期限に関する誤解あるいは世論のミスリードに起因する返品のウエイトが高く、増加傾向にある事が問題である。生鮮食品や日配品と異なり、いわゆるグロサリーと称する加工食品は、元々保存性を高める為に開発された食品であって、特に常温流通させる商品は、保存状態が良ければそれぞれの商品属性により異なるとはいえ、我が国の製造技術水準から勘案すればそのレベルは高いものがあり、かなりの賞味期間を保証した物である。それが故に元来製造年月日表示を行なってきた過去の歴史がある。

一方生鮮食品や日配品についてはその安全性について考える時、通常の保管状態における消費期限を表示する必要性のある事も十分理解できるところである。それをある時に、一律に「期限」表示する事にしてしまったところから、加工食品全体に対し、必要以上の新鮮さを求めるとする社会的誤解が発生してしまった。

その最たるもののが賞味期限から逆算して独自に決められてしまった小売業が名づけた「販売期限」である。生活者・消費者サイドにおいて、加工食品まで日配品並みに新鮮度が求められると言うナンセンスが生じた為、小売業が自衛的かつ販売促進的活用のために設定した基準である。そしてこれを過ぎた商品については、本来販売リスクを負うべき小売業であるにもかかわらず、これを納入業者に当たり前の如くに返品する商慣行が定着してしまったのである。

従って生活者・消費者に対して、加熱殺菌処理された加工食品即ち塩・缶詰、レトルト食品について、小売店が独自に設定した「販売期限」が全く意味の無い事を理解させる事と、たとえ販売期限後であっても、手元の保存状態が通常であれば、大半の商品は十分に食用に耐えられる事の認識をさせる必要がある。

と同時に小売業に対しては、「販売期限」を設ける事を廃止するか、設定した場合は、過ぎた商品に対して、賞味期限内に自己負担で処理を促進するよう必要がある。

(2) 「新製品開発」に関する一考察

いわゆる「新製品ラッシュ」の為に、既存商品の陳腐化が起こり、為に棚から撤収し

返品処理を余儀なくされるケースが、一部のカテゴリーで激増し常態化してしまっている。

伴う事務処理と物流を含む業務に就いては、生産性に関係なく、あまつさえ中間流通段階に発生したコストについては見返りも無い。アンケートの結果に見れば、僅かに「缶詰」について、事前に決められている 1,000 分の 2 「不良歩引制度」が、業界を横断して昭和 40 年代に制定されたくらいのものでしかない。しかしこれとても、凹缶など不良品発生の為のものである。

卸売業者の中には、既存商品の開発の見込み違いがこの新商品ラッシュを惹起せしめているが故に、通常返品ではなく、撤収を余儀なくする回収業務であり、本来メーカーがこのリスクを負担してしかるべきものであるから「回収手数料」を要求すべき性格のものと言う者もいる。

昨今の経済環境下においては、菓子類にも見られるように、一部商品がファッショナ化し、商品のライフサイクルが短くなっている事も否めない。一方末端需要の喚起の為にそれを期待する流通段階の気持ちも理解できる。従ってすべての新商品開発が問題を発生させているとは一概に決めつける事は出来ないのであるが、年間数回に亘り新製品発表があり、その都度返品を発生させるマーケティングは、当然よりそのリスクを背負ってしかるべきであり、それ見合いの対価を卸売業に支払って当然と言わざるを得ない。

開発ミスを最終的には他社に負担させたままであるのが現状ではないだろうか。

(3) 売り場における季節毎の棚替えに関する考察

季節毎の棚替えは、店舗にとってもひいては卸売業にとっても日常業務の一仕事ではある。したがってそこに発生する売れ残り商品の処理は、必然的に発生するものの一つと考えてしかるべきである。問題はこの処理負担を一方的に納入業者に負担させる小売業が存在する事にある。中には付随する取引条件の果実を既に收受していて、それを丸ごとするケースが少なくない。本来小売店がこの負担をして然るべきものであれば、これを納入業者に返品する事を含めて「優越的地位の濫用」と言わざるを得ない。ましてや発注ミスによる過剰在庫を片づける機会として利用する事などは許されるものではない。

(4) 販売者の取引行動規準(モラル)について

アンケートの随所に表現として、ある程度の「返品」が許されると言う「甘え」が登場する。長くお互いが認め合ってきた我が国独特の商慣行であり、現状では必要悪として認め合う感じすら否めない。しかし、「僅かの返品はサービス行為として認容される」良き時代は過去のものとなりつつある事も認識せざるを得ない。その「僅か」が際限無くなる。たとえ僅かであっても、返品業務が現場において惹起するマイナス効果は計り知れない。それはその担当者にまつわるコストだけではなく、業務全体を大きく阻害しているからである。

これを考えた時、販売者として当初より「返品」が絶対無くなるような仕組みと、日常業務の取り組みと、自己責任において売買が為されたというその前提を再認識する必要がある。

(5) 取引条件明文化・ルール設定について

改めて業界全体で、返品削減について再認識する時期に来ている。過去も繰り返しこの取り組みが行なわれてきた。寧ろ周期的に業界全体のキャンペーンの如く。これと軌を一にするものであるが、加えて一步前進させる為にも今日的問題の認識と新しい提言をもって取り組む必要が有りそうである。その一つとして取引の基本的な契約書の中で、通常の業務のなかで返品が出来る条件、方法、その受け入れ価格について必ず記載し、これを励行する事から始める事が肝要である。

付言するなれば、原則返品は認めない事が前提であり、例外として明白な理由がある場合にその処理を簡便化して認めるものとすべきである。と同時に新製品発売に伴う既存商品の引取については、メーカー側にてその費用負担をすべきことを明確にし、安易な商品リニューアルを防止したい。

2. 今後の取り組み活動について

以上のまとめと、会員及び賛助会員から今回寄せられた回答と要望に応えるべく、今後の当協会が為すべき活動について次の如く整理した。

(1) 一般社会に対して

消費者の与かり知らぬところで、流通コストを大幅に押し上げている返品という商慣行がある事をオープンにすべきである。これこそが我が国の商慣行の後進性を象徴するものであり、国際的には通用しない慣行である事を。そしてその原因の一つが、極端な新鮮性嗜好にあり、その結果の返品処理という社会的に膨大な無駄のある事と、保存食品として、加工食品が本来持っている属性の再認識を求めるべきである。

これは、業界関係者が事ある毎に、行政・マスコミ・学者・オピニオンリーダーそして手近な隣人に、まずは訴えていくしか方法が無い。

特に対行政サイドに対しては、「不当返品」という買い手が惹起する「優越的地位の濫用」行為を取り締まるスタンスを持つように要望する。

一般誌・業界紙などのマスコミに対しても、このレポートの概要を積極的に発表し、世論を盛り上げてもらうようにする。

(2) 小売業に対して

- ・特定の小売企業毎に、返品削減の働き掛けをする。

それは別紙1(販売期限に関して)・2(販売計画の徹底履行)を用意し、弊害が起きた時又は起きる事が予測される時に、当方の社名と宛先を記入し、先方責任者に提出するようとする。

- ・当協会名で小売業界団体宛申入れを行う。
- ・当協会名或いは支部名にて特定小売企業に申入れを行なう。

(3) 仕入先またはメーカーに対して

各カテゴリー毎の業界団体あてに、「缶詰」の「不良歩引制度」に倣い、基本的に返品皆無となるような、ルールの設定の働きかけを行なう。当初は卸メーカー間かも解らないが、将来的には小売業に対しても業界ルールとして、理解と協力を求めるようとする。

新製品発売に起因して発生する既存商品の回収については、原則的にメーカーがその費用を負担すべきであり、新商品開発リスクコストという認識に立たざるを得ない事を

主張する。現状問題があり、申し入れるべきその相手先が特定のカテゴリー全体であれば、当協会がその業界団体に申し入れるところであるが、特定の企業という事であれば、その特約店会などの組織において特約店の資格で申し入れする事になる。

(4) 卸売業に対して

まず仕入先に返品が出来るという安易さが残る現状から、意識的に、無返品を常識としていく業務体制にする意識改革から始める必要がある。

それは、各販売先と仕入先との間で、基本的取引契約書の中で「返品」に関する取り決めを明文化する事から始める。前提条件は原則全商品買い取り取引で返品不可。

例外的返品可能事例と引取価格・処分方法などと共に、無返品奨励報償制度を明文化する。

買手市場の環境下で、過当競争が続き、いつのまにか過去から是正されてきていた筈の「返品」が復活してしまった。しかも「販売期限」が登場し、新製品開発がいささか乱発気味になり、一部メーカーに返品価格問題が発生している。かかる時期に、当協会が真剣にこの問題を取り組むべきであるとの要望に応じて、以上の如く報告をする。

(別紙1)

年　月　日

御中

販売期限に関するお願い

会社名

謹啓

貴社益々ご隆昌の段心よりお喜び申し上げます。

平素は格段のお引き立てを賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社も貴社とのお取り組みに関しましては、微力ながらも平素より心を碎いておりますが、昨今のデータをもとに勘案致しまして、貴社よりの返品の機会が意外にも膨大な業務、金額になっております事をまず報告申し上げると共に、この相互における生産性の無い業務の解決についてお願いを申し上げる次第であります。

現場からの報告によれば返品理由の大半が、賞味期限以前の期日で貴社規定による「販売期限」超過によるものであります。

本来加工食品の保存性は高いものがある事はご高承のとおりであります。従いましてできる限りの協力も致しますがお店における事前拡売策を実施し、返品業務解消にお取り組み賜れます様お願い申し上げます。

なお、次期の棚替えにつきましても、定番変更該当商品につきましても同様のご配慮が頂けます様併せてお願い申し上げます。

末筆ながら貴社益々のご繁栄を心より祈念致す次第であります。

謹白

(別紙 2)

発注数量適正化のお願い

(前略)別紙 1 の前段に同じ

さて現場からの報告によりますと返品原因の大半が、失礼ながら販売計画と成果の乖離、あるいは発注ミスに起因するものかと考えられます。もとより、この事につきましては当方の協力不足に起因するところもあるかと考えられるところであります。

弊社が加盟しております社団法人日本加工食品卸協会におきましては、過年度より長年にわたり、業界における「返品」ゼロを目指して活動してまいりました。結果として、生産性に全く寄与しない、そして反社会的慣習となっている返品を皆無とするべく、改めて取り組みをしております。

当然の事でありますが販売店さま各位のご協力無しには、削減する事もかないません。

弊社としましては、貴社の販売計画・発注体制にできる限りのご支援をさせていただく様社内システムの強化をさせていただきますので、是非これを機会に削減方法についてご検討いただきたくお願いを申し上げる次第であります。

(後略)

◇3月6日(水)の委員会において平成14年度の事業活動指針を確認した後、事業計画を次の如く策定した。

平成14年度食品流通委員会事業計画

業界を取り巻く環境は一段と厳しく、その中で各企業は従来と異なる経営環境の中で、打開策を講じなければならない。

特に卸売業の存続基盤が揺れる中で、競争が同業間とは限らず、機能競争もローコストオペレーションが前提となるので、従前の如き低価格競争に捲き込まれないスタンスが必要とされている。

かかる時、当委員会は次の如く活動指針と事業計画を定める。

1. 中間流通業の存在意義についての更なる研究と普及啓発

- ・日本における加工食品卸売業の役割の確保のための調査研究。
- ・これからの中間流通業の果すべき機能の確認。

以上を踏まえて、21世紀における卸売業のあり方について、ワーキンググループを結成し提言の策定をめざす。

2. 具体的機能のレベルアップとそのコストの研究

- ・機能遂行の実践における問題点の調査研究。
- ・コストの把握とコストパフォーマンスの研究。

3. 公正取引・公正競争をめざしての活動

- ・公正取引・公正競争のためのガイドラインの確認。
- ・機能対応の取引条件への移行と対価の要望。
- ・不合理な取引慣行のは正。

特に価格制度のあり方、取引実態の結果発生する価格差金の立替等について、解決策を賛助会員と共に模索する。

4. 中間流通業としての課題に対しての取組

- ・環境問題対応のあり方の検討。
- ・食品の安全性対応のあり方の検討。

各企業毎に展開中の環境問題対応について、ワーキンググループを結成し、実態把握と共に今後のあり方を展望する。

上記の活動方法については、定例的に委員会を開催すると共に、必要とあれば関係先に対する普及啓発活動を行う。また各支部と連動し研究の場を設ける。

以上

[情報システム委員会]

前年度に統一して情報システム委員会の活動は、酒類・加工食品データベースセンター（略称：SKDBC）の委員会活動そのものとなった。なお本年度は情報システム研修会は開催されなかった。

情報システム委員会としては3月上旬から中旬にかけて、書面により意見交換をし平成14年度の活動指針を次の如く策定した。

平成14年度情報システム委員会活動指針

13年度が業界におけるIT革命の転換期であった。それは情報システムに対する各企業のニーズがはっきり二極分化したからである。

つまり一方において、より高度な活用を求めてそのための業界の標準やインフラを求めている企業と、漸くEOSを使いこなし、従来の社内外の業務をコンピュータシステムに置き換えた企業との差がはっきりした事である。

このことは、従来の委員会の活動の基本的スタンスが、会員の平均的或は最大公約数に照準を当てて来た事に対する問題の投げかけとなった。

従って14年度は次の如く活動する事を基本とする。

1. ネットワーク検討会のアンケートの活用

5年ぶりのアンケートの結果を分析し、改めて業界の問題点の総括を行う。

2. 酒類・加工食品データベースセンターのレベルアップ

商品画像情報や企業間個別情報のデータベース化と、現行データベースの機能上の不満足点の解消を図るため、(株)ファイネットに全面的に協力し、新しいデータベースを構築し活用の促進を図る。

3. 業界としての諸々の「標準」についての研究

いわゆる「業界スタンダード」については重複を避ける意味合いから、酒類・加工食品データベースセンターの運営委員会以下の組織機構を、全面的に活用してこれを行う。

又、技術的な情報交換の場として、ネットワーク検討会がこれに当たる。

4. 「商品コードマスター」についての対応

各会員企業の「商品コードマスター」のレベルアップについては、商品コード等研究会がこれに当たり、酒類・加工食品データベースに対する他社の商品コードの代行登録業務の窓口としても実務に当たる。

5. 対外的な「情報交換」について

外部における高度情報システムに関する会合については、委員・事務局が手分けしてこれに参画し対応する。

以上

[ネットワーク検討会]

12年度に当検討会の役割を、メーカー(主としてF研メンバー)と卸売業(当協会会員)との情報交換の場とする事に絞りこんだ。そのために13年度は6月13日(木)、9月13日(木)、12月13日(木)、3月14日(木)の4回開催となった。毎回①当協会 ②関東F研 ③関西F研 ④SJKの各報告が繰返された他にテーマに基づき情報交換がなされた。

因みに6月13日(第125回)は「メーカー・卸・小売間のSCMの現状、るべき姿勢に関する意見・情報交換」。9月13日(第126回)は「情報化実態調査アンケートについて」基本的な考え方、前回(平成9回)調査の修正すべき箇所確認。12月13日(第127回)は前回に基づいて篠憲一座長が策定したアンケートの原案の検討。その結果、3月下旬になって会員・賛助会員にアンケートを配布、4月に集計する事になった。

[物流委員会]

13年度の物流委員会は、6月1日(金)、7月23日(月)、9月20日(木)、11月8日(木)、平成14年1月18日(金)、3月7日(木)と計6回開催された。前年度末平成13年3月27日にも開催されて、当日、事業活動別内容確認などと共に、6月1日には「物流コストとは何か」を論じ合う事も予定されていた。そして早速、従来の算出基準の問題を明確化する作業から開始した。各社内の実態調査を実施して7月23日にはそれも報告された上で、改めて現時点における卸売業としての「物流コスト調査」そのもの見直しから始めることが決定した。それと共に従来通りの物流コスト調査も引続いて本年度も行う事を決定した。

そこで根本的に物流コスト概念の見直しも合わせて、新しい物流コスト実態調査のあり方を検討するワーキンググループを「新物流コスト研究会」と名づけて発足させる事にした。9月20日はその研究成果の中間報告。11月8日は従来方式の平成12年度実態調査のまとめを浅井久生氏(伊藤忠食品㈱)が行い報告した。5社分の集計に留まったが、内容分析と意見交換を行った。平成14年度1月18日には、ワーキンググループ座長 高波圭介氏(国分㈱)より「新物流コスト研究会」のまとめの報告が行われた。そして実施に当つてのルールの明確化、デー

タとする拠点実態明記等もおりこむ事とした。3月7日には最終的に確認を行った。なお、日本ロジスティクスシステム協会における標準化(統一伝票、パレチゼーション)の動向、ITFコードのソースマーキングの現場確認(4500アイテム中 70%を超すマーキング率)等の情報交換の後、平成14年度の事業活動指針を次の如く定めた。

平成14年度物流委員会活動指針

小売業界からメーカーとの直取引志向が一段と顕著となった。

中間流通における機能の担い手は、最もローコストなオペレーション技術を持つ者に収斂されて行くことになる。

わけても、物流については、誰しもが安易に考えがちであり参入はあとを断たない。かかる時こそ卸売業におけるロジスティクス機能の発揮が、ローコストにつながる全体最適である事を立証せねばならない。

ここでは協調すべきを協調し、競争すべきは切磋琢磨せねばならないと考えるので、以下の如く本年度は事業活動を行うものとする。

1. 新物流コスト算出について、

委員会企業において、13年度に策定した新物流コストの算出を実践し、結果を評価する。

2. 新物流コスト算出基準の普及

委員会における各自の評価の後に、内外に対してこの普及啓蒙を図る。

3. ロジスティクスにおける標準化の研究。

パレチゼーションの推進、ITFコードの活用、異業種の標準との整合性等について研究する。

4. 環境問題対応について

リターナブル商材、リサイクル、廃棄、返品等の社会的ニーズに合致した商品、取引条件、業務、システム、機構等の研究及び情報交換を行う。

5. 共同物流構想について

引き続いて共同物流についての研究を行うと共に、タイミングや諸条件が合致すれば具体化を進める。

以上

◇新物流コスト研究会

物流委員会の意向を受けて、指名されたメンバーに依って8月6日(月)第1回の会合が開催された。冒頭、委員長 西村均氏(伊藤忠食品株)と副委員長 増井亮氏(国分株)より発足の経緯・目的・期待について話があり、座長に高波圭介氏(国分株)を選出し作業に入った。ワーキンググループメンバーとして改めて課題を確認するために、従来方式の集計取りまとめ役の浅井久生氏(伊藤忠食品株)を招きレクチャーを受ける事(9月3日実施)から始めて、9月3日

(月)、9月18日(火)、10月2日(火)、10月16日(火)、11月5日(月)、11月14日(木)、平成14年2月5日(火)計8回会合を重ねた。

結果としてまとめた、新物流コストの概念に依る実態調査に当つての目的・算出基準ルール・算出基準表を次の如く決定した。

なおワーキンググループに参加したメンバーは、木村基範氏(株雪印アクセス)、村木昭夫氏(伊藤忠食品株)、高波圭介(国分株)、石黒健児氏(株サンヨー堂)、山田一喜氏(株明治屋)、高橋 均氏、木内治久氏(ともに株三友小網)、梶浦正臣氏(株菱食)計8名であった。

新物流コスト算出の目的

1. 中間流通における合理化の為に、ますます高度化したサービス範囲の拡大する卸の物流機能について、これをロジスティクス機能として捉え直し、そのコスト内容を明確化し、年次単位の時系列で算出していくことによりその変化実態を継続的に把握する。
2. あわせてそのローコスト化に努めるとともに、社会的認知を求め、流通における全体最適化を追及する。

新物流コスト算出基準ルール

- | | |
|---------|---|
| 1. 対象期間 | 4月～3月の1年間を原則とするが、個々企業の決算年度を準用することは差し支えないものとする。 |
| 2. 調査時期 | 毎年、6月末提出を目標とした調査依頼を日食協物流委員会より行う。 |
| 3. 対象拠点 | <ul style="list-style-type: none">①ドライ商品を主に扱う拠点を対象とする。②量販店およびC V S業態を対象とする拠点を優先する。③特定企業専門拠点よりも複数企業向けの業態対応拠点を優先する。④対象拠点の性格を把握できるように、商品部門構成、業態構成、専用汎用区分、D C・T C構成、拠点数を明示する。⑤対象拠点の継続性は維持することを原則とするが、拠点統廃合、拠点性格の変化等によって対象拠点を変えることは差し支えない。 |
| 4. 対象金額 | <ul style="list-style-type: none">①対象金額は倉出売上から倉売上返品を差し引いたものとする。②対象金額の中には、空容器・金券は含めない。 |
| 5. 対象数量 | <ul style="list-style-type: none">①対象数量は倉出数量と倉売上返品数量を両建て表示する。②対象数量の中には、空容器・金券は含めない。 |

新物流コスト算出基準表

(売上)

大分類	中分類	内容・定義
【倉出売上金額】		物流コスト算出範囲の倉出売上金額 売上返品金額差引き後の純倉出売上金額とし、回収容器・金券は除外する。
【倉出売上数量】	倉出売上数量	ケース換算数量とし、回収容器・金券は除外する。
	倉売上返品数量	ケース換算数量とし、回収容器・金券は除外する。
【商品部門構成】		食品・酒類の部門構成（金額、数量）
【業態構成】		量販店・C V S、その他の構成比
【汎用専用区分】		複数企業向け汎用拠点と特定企業向け専用拠点の区分
【D C ・ T C 構成】		D C ・ T C の構成比
【拠点数】		算出対象の拠点数

(物流コスト)

大分類	中分類	小分類	内容・定義
【データ処理費】	受発注	支払 EOS データ料	得意先へ支払う EOS 手数料
		受発注情報処理費	EOS 受発注に伴うデータ処理料
		受発注業務人件費	数量連絡・在庫管理を主とした受発注業務人件費
		▲オンライン発注に関する補填収入	
	情報システム	データ処理費	物流システム運用に伴うランニングコスト
		システム機器リース料	
		システム機器投資費用	システム機器に関する減価償却費・固定資産金利
		保守料	システム機器に関する保守・修繕費
		通信費(専用回線費用)	
		システム開発費	受発注・物流システムに関わる開発・外注費
【設備費】	物流拠点	賃借料	物流拠点賃借に関わる敷金・家賃・地代等
		物流拠点投資費用	物流拠点投資に関わる減価償却費・不動産取得税・事業所税・固定資産税・固定資産金利
		火災保険料	
		修繕費	物流拠点に関する保守・修繕費
	マテハン・その他設備	リース料	
		減価償却費	マテハン・その他設備に関する減価償却費・固定資産税・固定資産金利 ハンディーターミナル・デジタルピッキングシステム・物流ラベルプリンター等の物流機器の費用は設備費に含める。
		修繕費	マテハン・その他設備に関する保守・修繕費
		消耗品費	一括費用計上した物流機器（例：カーゴ台車、オリコン）に関する費用
【流通加工費】	流通加工人件費	物流業務人件費	物流管理者・物流作業員・商品出納担当者・物流システムオペレーター等の人件費
	供給・運営管理	商品保険料 在庫金利	
		物流作業消耗品費	物流ラベル費用・物流作業用消耗品
		水道光熱費	
		その他一般管理費	
【配達費】	配達	支払運賃	調達運賃を含む
		配送車リース料	
		自社配達関連費用	配送車に関する減価償却費・金利・自動車税・保険料・車検料・修繕費・燃料費及び配達員人件費
		配車担当者人件費	
【支払センターフィー】	支払センターフィー	TC センターフィー DC センターフィー ▲支払センターフィーに関する補填収入	

[商品開発研究会]

主たる事業活動を行う部会を「缶詰ブランドオーナー会」と名づけて、その運営に際して幹事店4社、更に互選で座長に塩田良英氏(株)明治屋を選出して2年目の運営となった。

5月23日(水)は、缶詰ブランドオーナー会(略称: CBO会)として、日本蜜柑缶詰工業組合からの申入れをうけ、当日農林水産省生産局果樹花き課から担当官の出席もあり現状報告と情報交換がなされた。7月3日(火)は全農山形園芸部と加工製造業の中村俊光氏(丸菱食品㈱)の来会を頂き、さくらんぼ・桃・洋なしについての情報交換を行った。

9月25日(火)には14時より「壇・缶詰の法定表示」について稻垣聰氏((社)日本缶詰協会)を招いて講義研修会を開催した。関連法だけで6法ある。

平成14年3月4日は商品開発研究会の有志4社に依る「商品クレームの平成13年度実態調査のまとめ」についての意見交換と諸般の情報交換を行った。

そして3月中旬、平成14年度の事業活動方針について幹事店間の意見をまとめ、4月19日開催予定の商品開発研究会の討議に図る事にした。

平成14年度商品開発研究会事業活動指針(案)

13年度はBSE問題に端を発して、食品の安全性についての問題がクローズアップされ、続いて表示の信頼性を損ねる事態が発生した。そのため12年度の食品中毒事件以来異物混入多発と併せて、我々加工食品業界としては、一般社会・消費者に対してその信頼性を取り戻すべき正念場の年を迎えたことになる。

併せて、デフレ経済下の商品価格の低落化は、価格面においても消費者の信頼を失ったと言っても過言ではない。

このような状況下にあって当研究会としては次の如き事業活動を行うこととする。

1. マーチャンダイジングに関する研究

- ・ブランドオーナーの会員間における情報交換と製造業・輸入業者を交えての情報交換会を開催する。
- ・加工食品の安全性に関する行政通達や情報を共有化するための機会を作る。
- ・表示に関する変更事項・遵守事項の研修の場を設ける。

2. プライベートブランドやオリジナル商品のレベルアップ研究

- ・有志間によるクレームの原因の研究。

3. 行政に対する情報提供協力

- ・農林水産省や厚生労働省のアンケート協力。

以上

[商品コード等研究会]

13年度の商品コード等研究会は、前年度に引き継いでSKDBCの会員勧誘作業から始まったのであるが、年度の後半においてはSKDBCの運営委員会を動かして、商品データ登録につ

いて、本来の登録義務者であるメーカーに代わり、代行登録を行う、代行登録制度の制定を具現化させ、年度末までに4社の努力に依り、3500アイテムを超す登録を実現させるに至った。会合は8月2日(木)と10月11日(木)に開催した。8月2日は代行登録をする企業対象として会員メーカーのみとし、代行登録できるのは、システム変更し、自動的に代行登録できる社内システムを持つメンバーに限る等の条件整理を行った。10月11日は、具体的な担当企業と対象メーカーのイメージを明確化し、準備整い次第、実施する事を申合せた。

なおSKDBCとしてはこの作業を担当する機関組織として運営委員会の下に「卸代行登録検討委員会」を発足させ、当研究会組織を活用する事とした。

[法務研究会]

任意有志メンバーによる研究会活動であるが、本年度は4月18日(水)、5月17日(木)、6月21日(木)、7月26日(木)、9月9日(水)、10月17日(水)、11月22日(木)、12月13日(木)、1月16日(水)、2月27日(水)、3月20日(水)の11回開催。その中で取引慣行の明文化に向けて数回の検討を繰返して、7月26日の会合で「センターフィ」の支払に関する契約書のサンプルを、「物流業務代行料金の支払」というスタンスより策定し、発表した。実際にはこれをモデルとして個別に作成契約するものと推測されるが、当業界の指定標準化仕様になればと、考えている。同研究会ではこの他に与信管理技術、管理段階の業務の進め方、再建型倒産関連法の研究等を行った。取引明文化のサンプルとなる「業務委託契約書」は以下の如くである。

収入印紙 4000円	業務委託契約書
(以下甲)というと (以下「乙」) というは、乙の管理・運営する後記表示の物流センター(以下「本センター」という)における商品(甲が配送及びこれに付帯する業務を委託した商品をいう)の管理、配送及びこれに付帯する業務の委託について次のとおり契約を締結する。	
第1条(目的)	
① 乙は甲の仕入先(甲に商品の配送及びこれに付帯する業務を委託した者。以下「丙」という)から納入される商品が甲の各店舗(以下「各店」という)に円滑に供給されることを目的として、本センターを運営する。この目的のため、甲は乙に対し、商品の保管、仕分け、出荷、配送等の物流業務(以下(本業務)といふ)を委託し、乙はこれを受託する。	
② 乙は甲の同意を得て、本業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、この場合といえども、乙は甲に対して本契約上の責任を負うものとする。	

第2条（物流センター）

本センターの名称及び所在地は次のとおりとする。なお、本センターを変更しようとする場合は、甲及び乙は事前に協議しなければならないものとする。

名 称	
所在地	

第3条（委託商品）

甲が乙に業務委託する商品は、加工食品、酒類、菓子、日用雑貨及び用度品等とし、具体的な個々の商品は甲が指定するものとする。

第4条（本業務の具体的内容）

- ① 商品在庫管理型（D C）業務の具体的内容は次のとおりとする。
 - (1) 商品の荷受け、入荷検品、収納保管
 - (2) 集荷、小分け、店別仕分け、出荷
 - (3) 各店への商品の移動及び配送
 - (4) 定期棚卸
 - (5) 入出荷報告及び在庫報告
 - (6) 返品商品等の管理
 - (7) 前各号に付随する業務
- ② 商品通過型（T C）業務の具体的内容は次のとおりとする。
 - (1) 各店別に仕分けされ、搬入された商品の個数検収
 - (2) 各店への配送
 - (3) 前各号に付随する業務

第5条（営業時間及び休業日）

本センターの営業時間及び休業日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 営業時間 午前 時 分～午後 時 分
- (2) 休業日 (イ) 每週日曜日(ただし、 は除く)
(ロ) 每年1月1日から1月3日及び甲の指定休日

第6条（業務委託料）

甲が乙に支払う業務委託料及びその支払方法は、別途覚書により取り決めるものとする。ただし、契約期間中といえども取扱量の変動(取扱予測量と実際の取扱量の乖離を含む)、各種許認可料金の改定、業務内容の変更、諸物価の変動等により業務委託料を改定する必要があるときは、甲乙協議の上これを改定することができるものとする。

第7条（諸費用等の負担）

本業務の遂行に係わる運営諸費用は原則として乙が直接負担するものとするが、今後新たに発生する業務に係わる費用及びその委託料は、甲乙協議の上決定する。

第8条（本業務の遂行における遵守事項）

- ① 乙は本業務の遂行に当たり、食品衛生法その他関連法令による規定を遵守するほか、商品の荷受け、検品及び保管その他本業務の遂行について甲の指示を遵守しなければならないものとする。
- ② 乙は甲の指定する時間を守り各店に配達する。万一、事故等により已むなく遅れる場合は、甲の指定する部署へ連絡を取り、その指示に従わなければならないものとする。

第9条（報告等）

- ① 甲は、必要と認めるときはいつでも乙に対して文書又は口頭により本業務に関する事項の報告を求めることができるものとする。この場合、乙は直ちに甲の指定する方法により報告を行わなければならないものとする。
- ② 甲は、必要と認めるときはいつでも本センターに立ち入り、本業務に関し必要事項の点検を行うことができるものとする。ただし、甲はこの立ち入り及び点検に際し、乙の業務遂行に対し配慮しなければならないものとする。
- ③ 乙は甲に対し、毎月定められた日時に本センターの運営に係わる収支等について報告する。

第10条（商品の管理等）

- ① 乙は、取り扱う商品毎の商品特性を充分認識して品質の維持に努めなければならないものとする。
- ② 乙は、本業務の遂行、商品の品質維持等について重大な事故又は支障が生じた場合、或いはこれらが生じるおそれがある場合は、直ちに甲に報告し、その指示により適切な措置を講じるものとする。なお、緊急已むを得ない場合は、乙は善良なる管理者として必要な措置を講じた後、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- ③ 乙が本業務を遂行するに際して、乙の不注意或いは怠慢等によって商品の紛失、汚損、腐敗、その他の事故が生じた場合は、乙は甲又は丙に対し、損害を賠償するものとし、その場合の商品評価額は原則として各店の仕入価格及びこれに対する消費税額とする。

第11条（管理責任の範囲）

乙の本業務における責任の範囲は、本センターにおいて丙から商品を引き受けた時にはじまり、各店にて商品を引き渡した時に終わるものとする。

第12条（在庫商品の所有権）

前条の範囲にある商品の所有権は丙がこれを有する。従って、乙は丙の資産である商品の品質、特殊性を充分考慮し、責任をもってこれを管理する。

第13条（受託の拒絶）

乙は、次の場合には本業務の引受けをしないことができるものとする。

- (1) 丙が搬入する商品が危険物或いは不衛生なもので、取扱い及び保管に適さないとき。

(2) 法令又は公序良俗に反する行為に当たるとき。

第14条（入荷手続）

本センターにおける商品の入荷手続は次のとおりとする。

- (1) 丙の商品の入庫は、入荷予定情報に基づいて行う。
- (2) 乙は、丙が持参する納品書等に基づき商品を検品する。
- (3) 乙は、受領印を商品の納品書等に押印する。
- (4) 乙は、納品書と商品の不一致、商品の過不足、商品の破損、変質その他の不良又は入荷期限を超える商品を発見した場合は、荷受けを拒絶できる。

第15条（出荷手続）

乙は、甲を経由して受信した各店から丙へのオンライン発注情報を、甲から乙への出荷指示とみなし、これに基づいて出荷作業を行うものとする。

第16条（入出荷報告）

乙は甲に対して、入荷商品及び出荷商品の品名、数量その他必要な事項を入荷日及び出荷日毎にオンラインにて報告する。

第17条（在庫棚卸と在庫差異の精算）

- ① 乙は、甲乙協議の上定める毎月一定の日に商品の定期棚卸を行い、甲及び丙に在庫報告を行うものとする。
- ② 乙は、甲の要請により甲の費用で定期棚卸の他に随時、在庫状況について報告するものとする。
- ③ 第1項の在庫調査の合計金額（卸価格ベース）と在庫調査時点での丙の帳簿上の在庫商品合計金額とを照合し、乙丙共同作業による入出荷訂正を実施し、なお過不足が生じたときは次のとおりとする。
 - (1) 丙の帳簿上の在庫商品合計金額が第1項の在庫調査の合計金額を上回った場合は、乙はその差額を遅滞なく丙に支払うものとする。
 - (2) 丙の帳簿上の在庫商品合計金額が第1項の在庫調査の合計金額を下回った場合は、丙はその差額を遅滞なく乙に支払うものとする。
 - (3) 乙及び丙は前各号の差額支払について、取扱高（本センターからの出庫高）の 万分の 以下については、互いにその支払の責を負わないものとする。
 - (4) 第1号乃至第3号に関する事項について必要ある場合には甲が関与するものとし、差額の精算方法については、甲乙丙別途協議の上取り決めるものとする。

第18条（遵守事項）

乙は、本業務を行うにつき別に定める業務運用マニュアル及び業務説明書等(以下「マニュアル等」という)の本業務の運用に関する書面に定める各事項を遵守しなければならないものとする。

第19条（甲の責任）

甲は乙の円滑なる本業務履行のため、自らもマニュアル等を遵守すると共に、丙に対し、本センターの運営に最大限の協力をさせるものとする。

第20条（守秘義務）

- ① 甲及び乙は、本業務遂行のために作成したコンピュータデータ等のデータ、センター業務内容及びノウハウ等を第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの。
 - (2) 相手方から開示された時点で、既に保有していたもの。
 - (3) 相手方から開示された後に、自らの責めに帰すべき事由によらないで公知となつたもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの。
- ② 甲及び乙は、前項のデータについて、必要な安全対策、保護措置をとるものとする。
- ③ 甲及び乙は、相手方の営業の機密を漏洩する行為、相手方の信用を傷つけ又は相手方の商取引に支障を来す行為、その他相手方の不利益となる一切の行為を行ってはならないものとする。

第21条（損害賠償）

- ① 乙は、本契約の履行に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を生じせしめたときは、甲に対してその損害を賠償する義務を負うものとする。
- ② 商品の配送、その他本業務遂行中における車両運行上の事故により第三者に損害を与えた場合は、乙が一切の責任を負うものとする。

第22条（免責）

- ① 地震、火災(乙又は乙の委託業者の責めによらない火災)、洪水、暴風雨、爆発、暴動、行政命令等乙の責めによらない事由によって生じた損害については、乙はその責めを負わないものとする。
- ② 乙は、前項に定める事由が生じたことにより本業務の遂行に支障が生じたとき又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に通知しなければならないものとする。

第23条（契約期間及び中途解約）

- ① 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。
- ② 甲及び乙は、前項の期間内といえども、中途解約することによって相手方に生じる損失(第三者との契約及び投資等に関して、中途解約により生じる損失をいう)を補償することにより、本契約を中途解約することができる。この場合、中途解約しようとする当事者は、6か月前までに相手方に書面で通知しなければならない。
- ③ 第1項の期間満了の6か月前までに甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がなかったときは、本契約は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第24条（本契約の解除）

- ① 甲又は乙において本契約に違反する事実があり、相手方から書面による催告を受けた日から7日を経て、なお改められないときは、相手方は催告を要せず本契約を解除することができるものとする。
- ② 甲又は乙が次の各号の一つにでも該当したときは、その相手方は通知催告を要せずに直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 財務状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始等法的整理手続の申立てがあったとき。
 - (3) 営業の停止、廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (4) 支払を停止したとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 前二項に基づき解除を行った場合においても、解除した当事者はその相手方に対して、前条第2項に記載の損失を請求することができるものとする。

第25条（保険の付保）

- ① 乙は本契約に係わる商品について火災保険を付するものとする。保険額は、甲の委託最高時の金額を目処とし、保険料は乙の負担とする。
- ② 乙は、本業務に使用する車両に対し、損害保険(対人賠償責任保険、対物賠償責任保険等)を乙の負担で付保すると共に、本業務遂行中に乙若しくは乙の下請け業者の従業員又は第三者に災害が発生した場合は、乙の責任において一切を処理するものとする。

第26条（契約の変更）

商品取扱量の変動その他の事由により、本契約に定める事項を変更する必要が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決を図るものとする。

第27条（合意管轄）

本契約に関して生じる訴訟については、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

受託事業

〔酒類・加工食品データベースセンター(略称；SKDBC)事務局業務〕

前年度に引続いての業務であり、専担職員を年間雇用してこの業務を遂行した。また、データベースそのものの運営維持管理も引続いて株)インテージ(旧社名(株)社会調査研究所)が共に行つた。

このSKDBCの動向は、3年目を迎えたこの一年で大きく方向転換を企画する所となつた。当協会はそれがために事務局として、関係者との折衝に多大の労力を払うことになった。とりわけ、新しいデータベース構築者である(株)ファイネットとの交渉、関係官庁に対する説明については表面に出てない事業活動となつた。

このSKDBCの平成14年における通常総会は平成14年5月8日を予定しているが、当日の資料(案)も事務局担当である当協会が原案策定をする。従つてその原案に基づく審議が平成14年4月3日開催のSKDBC運営委員会にて行われるが、その時に使用する事業報告、収支決算、平成14年度収支予算などいずれも原案段階であるが、以下に掲載すると共に現状の認識と課題と経緯についての説明を併載する。

これらの受託事業活動に対して年間4,000千円を業務受託料として受領した。

資料 No.1

平成13年度 酒類・加工食品データベースセンター事業報告

(自平成13年4月1日～至平成14年3月31日)

I 概要

13年度は、平成13年5月10日(木)に開催された通常総会において、会費増額案が可決され、運営上の資金についての憂慮からは解放された一年間であった。

しかし、(社)日本加工食品卸協会の「商品コード等研究会」委員企業のメンバーの熱心な勧誘活動にも拘わらず、新規入会は2社に留まつた。

平成14年3月31日現在の会員数は、13年度、退会・合併により15社減少した為、357社となっている(平成13年3月31日現在会員数370社)。

加えて、登録アイテム数も、卸売業4社による登録代行を実施したこと等により、3,095アイテム増になったものの、平成14年3月31日現在42,110アイテムに留まつてしまつた。

一方、卸の活用も、増加しているとは云うものの、期待した程の企業増ではなく、しかも、活用する立場からの諸々の要望も出た一年間となつた。

当然、登録に協力した会員からは、より活用頻度の増加を期待するものの、当面の業務合理化の成果に反映されないので、同様の疑問が投げかけられた一年であった。

II 各委員会活動状況

1. 運営委員会(別表1)

1) 開催状況

・運営委員会

- 第1回 平成13年4月12日(木)(於日食協会議室)
- 第2回 平成13年8月9日(木)(於日食協会議室)
- 第3回 平成13年10月10日(水)(於日食協会議室)
- 第4回 平成13年11月13日(火)(於日食協会議室)
- 第5回 平成13年12月11日(火)(於日食協会議室)
- 第6回 平成14年2月1日(金)(於日食協会議室)
- 第7回 平成14年3月6日(水)(於日食協会議室)

・常任運営委員会

- 第1回 平成13年5月30日(水)(於日食協会議室)
- 第2回 平成13年7月12日(木)(於日食協会議室)
- 第3回 平成13年9月5日(水)(於日食協会議室)

2)活動内容

① 業界統一センター構想について

平成12年度に作成した「商品画像情報標準化調査研究報告書」の中で提言された業界統一センター構想に基づき、それを具現化すべく検討を行なった。たまたまタイミングよく、(株)ファイネットで画像情報及び個別情報を含めたデータベースのシステム構築が行なわれる事になり、酒類・加工食品データベースセンター(以下SKDBC)との調整に向け、13年度開催された運営委員会並びに常任運営委員会にて協議を行なうと共に、度重ねての(株)ファイネットとの話し合いにより、最終的に、資料No.2及びNo.3の通りの内容及びスケジュールにて、(株)ファイネットにデータベースの運営が移管される事になった。

(株)ファイネットへのデータベースの移管に伴い、SKDBC会員が(株)ファイネットへ入会する場合、一度SKDBCに入会金を払っていることから、(株)ファイネットへの入会金は、SKDBCにて一括して、取敢えず100社分に相当する300万円を平成13年度に前払する事を決定、実施した。

尚、入会会員の過不足分は、14年度SKDBC会費にて調整することにした。

② 会員勧誘及びデータ登録・活用促進活動について

(社)日本加工食品卸協会商品コード等研究会の協力を得て、会員の勧誘、データ登録・活用促進を実施し、毎月に状況チェックを行なった(別表4及び5参照)。

特に、登録促進については、活動の一環として、代行登録制度を導入することを決定、卸代行登録検討委員会を設置し、具体案を作成した。

卸が所有するメーカーのデータを、メーカー確認の上、卸が登録するシステムで、日食協商品コード等研究会の卸の中から4社を選定し、平成13年12月より実施した。

代行登録卸は、登録に際して社内で、一部システム改修、体制の整備が必要であることから、SKDBCよりシステム改修費として、一社当たり85万円、合計340万円を支払うことを決め、実施した。

③ システム小委員会活動計画の作成及び進行状況チェック

- ・平成12年度に続き、登録面でのシステム改修を行なうと共に、併せて、卸の常任委員5社を選定、活用面から問題点の洗い出しと整理を行ない、システム改修を行なった。
 - ・SKDBCとIF-DBとの連携について12年度来打合わせを行ない、そのシステム開発に協力して來たが、平成13年8月より、同年4月以降SKDBCに登録されたデータのIF-DBへの取り込みが可能になった。
- ④ SKDBC商品コードデータにつき、活用させて欲しいとの申し出があった
(株)インテージと売買契約を締結、代金として110万円を受領した。
- ⑤ 入金状況、収支バランスにつき、常時チェックを行なった。
- ⑥ 平成14年度事業計画案及び予算案を作成した。

2. システム小委員会（別表2）

1) 開催状況

- 第1回 平成13年4月17日(火)(於日食協会議室)
- 第2回 平成13年5月29日(火)(於日食協会議室)
- 第3回 平成13年7月5日(木)(於日食協会議室)
- 第4回 平成13年8月7日(火)(於日食協会議室)
- 第5回 平成13年8月29日(水)(於日食協会議室)

2) 活動内容

① 登録系システム改修

- ・SSEDit フラットファイル出力
SSEDit のファイル出力カレイアウトにフラットファイル形式を追加する。
- ・SSEDit 送信日付けの自動セット
SSEDit で送信済みのレコードに送信日付けを自動セットする。
- ・SSEDit 一覧表での追加、コピーの複数行対応
SSEDit の一覧表でのレコード追加、コピーを複数行対応とする。
- ・SSEDit 一覧表からの直接編集
SSEDit に一覧表から直接編集する機能を追加する。
- ・SSEDit 一覧表からの同一項目複数レコードコピー
SSEDit に一覧表から同一項目を複数のレコードにコピーする機能を追加する。
- ・登録更新処理 一括削除
Web画面からの削除機能に、関連レコード一括削除機能を追加する。

② 活用系システム改修

- ・検索条件の追加情報公開可能年月日
検索条件に情報公開可能年月日を追加する。
- ・最新更新日付けセット方法の変更 價格切替日
價格切替日に最新更新日付けを更新する。
- ・ダウンロードファイル項目区切り文字追加 タブ
ダウンロードファイルの区切り文字として、タブを選択可能とする。

3. 卸代行登録検討委員会（別表3）

1) 開催状況

第1回 平成13年9月19日(水)(於日食協会議室)

2) 活動内容

SKDBCの商品情報データの登録数を拡大し、ユーザーの利用し易い環境を提供すべく、卸代行登録制度を策定した。

- ・ 卸が所有するメーカー商品データを卸が直接登録する。
- ・ 当面、非会員データは、対象から外す。
- ・ SKDBCが認定する卸数社に限定する。
- ・ 代行登録を行なう卸に対して、SKDBCより、体制整備費を支払う。(本年のみ)
- ・ 登録データについては、登録前に必ずメーカー・卸間で確認する。
- ・ 卸が代行登録したデータに対しては、メーカーが責任を負う。

別表1 酒類・加工食品データベースセンター運営委員会委員及び監事

平成14年4月1日現在

	会社名・団体名	所属・役職	氏名
委 員 長	味の素株式会社	ロジスティックス戦略部長	鎌田利弘
副 委 員 長	株式会社明治屋	情報システム本部 本部長	黒澤稟夫
常任運営委員	カゴメ株式会社	東京本社営業推進部 課長	溝口達也
常任運営委員	キリンビール株式会社	情報システム部 部長代理	宗広治夫
常任運営委員	国分株式会社	取締役情報システム部 部長	井口泰夫
常任運営委員	サントリー株式会社	情報化推進部 部長	小浜 力
常任運営委員	ハウス食品株式会社	営業企画推進室長	堀尾啓司
常任運営委員	株式会社雪印アクセス	情報システム部 副部長	大野眞市
常任運営委員	株式会社菱食	常務取締役管理本部長	皆本睦夫
常任運営委員	社団法人日本加工食品卸協会	専務理事	井岸松根
常任運営委員	酒類業中央団体連絡協議会	全国卸売酒販組合中央会 業務局長	渋谷 守
常任運営委員	株式会社ニチレイ	情報システム部 マネージャー	寺田安雄
常任運営委員	株式会社三友小網	管理統括本部情報システム部 企画室長	芳野法一
運 営 委 員	伊藤忠食品株式会社	情報システム部 部長	竹腰雅一
運 営 委 員	キッコーマン株式会社	情報システム部 課長	佐川幸司
運 営 委 員	月桂冠株式会社	情報システム部 部長	赤星雅行
運 営 委 員	株式会社シジシージャパン	常務取締役	澤藤正義
運 営 委 員	全国酒販協同組合連合会	業務部 部長	吉田和則
運 営 委 員	宝酒造株式会社	情報戦略室	柳瀬 力
運 営 委 員	日本酒類販売株式会社	システム本部情報システム部 次長	鈴木泰弘
運 営 委 員	加藤産業株式会社	専務取締役 システム本部長	加藤和弥
監 事	株式会社廣屋	(株)廣屋コンピューターセンター 部長	本山利一
監 事	株式会社三輪酒造	代表取締役 社長	三輪高史

別表2

酒類・加工食品データベースセンターシステム小委員会委員

平成14年4月1日現在

	会社名・団体名	所属・役職	氏名
委員長	株式会社菱食	常務取締役 管理本部長	皆本睦夫
副委員長	国分株式会社	取締役情報システム部 部長	井口泰夫
委員	味の素株式会社	ロジスティックス戦略部情報グループ 課長	村田利衛
委員	キリンビール株式会社	情報システム部 部長代理	宗広治夫
委員	サントリー株式会社	情報化推進部 部長	小浜 力
委員	ハウス食品株式会社	営業企画推進室 課長	大元光宏
委員	株式会社雪印アクセス	情報システム部 副部長	大野眞市
委員	(社)日本加工食品卸協会	専務理事	井岸松根
委員	酒類業中央団体連絡協議会	業務局長	渋谷 守
委員	株式会社明治屋	情報システム本部 次長	加藤秀久
委員	加藤産業株式会社	専務取締役 システム本部長	加藤和弥

別表3

酒類・加工食品データセンター卸代行登録検討委員会委員

平成13年4月1日現在

国分株式会社	取締役情報システム部 部長	井口泰夫
株式会社明治屋	情報システム本部 本部長	黒澤稟夫
株式会社雪印アクセス	情報システム部 副部長	大野眞市
株式会社菱食	常務取締役 管理本部長	皆本睦夫

別表4

入会企業の内訳

平成14年3月31日現在

	卸	メーカー	共同卸	共同メーカー	情報処理	賛助会員	準会員	合計
大企業	38	81	12	6	1	6		144
中小企業	30	108	41	8			26	213
合計	68	189	53	14	1	6	26	357

別表5

データ登録・活用状況

平成14年3月31日現在

1. データ登録状況

1) 登録件数 42,110件 (前月比+1,858件)

2) 登録会員数 (登録件数 1以上) (登録ID所有会員 211社)

173社 (前月比+7社)

メーカー 162社

商社・卸売業・小売業 11社

2. データ活用状況

1) 活用 (検索) 回数 45,585件 (前月比+946回)

2) 活用会員数 (活用回数 1以上) (メーカーを除く検索ID所有会員 77社)

62社 (前月比±0社)

(株)ファイネット及びファイネットデータベースについて

1. (株)ファイネットの概要

(1) 当初の事業目的

食品業界における企業間E D I の促進を図るためメーカー有志がV A N運営会社を設立し、公共的立場を軸に、業界標準の普及とデータ交換の実現を通じ業界の体質強化を図る。

(2) 設立及び経緯

昭和61年(1986年)4月1日に設立。

当初、冷凍食品V A N事業を開始したが、翌年よりドライ加工食品メーカーも加わり、“食品業界V A N”として今日に至っている。

(3) 資本関係

資本金 4億円 株主 13社

味の素(株) (株)ニチレイ 日本水産(株) (株)加ト吉 マルハ(株)

(株)ニチロ 雪印乳業(株) カゴメ(株) カルピス(株) キューピー(株)

ネスレ日本(株) ハウス食品(株) (株)インテック

代表取締役社長 堀添 直也(日本水産(株))

(4) 事業概要

*商品流通V A N

社団法人日本加工食品卸協会が制定した「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」のフォーマット使用。

・H O S T系

受発注、出荷案内、販売実績(明細・集約)、販促金(販売促進案内・販促金請求・販促金支払)、在庫報告、債権請求、特売情報通知

・W e b系

受発注、出荷案内

*資材V A N

計画系情報交換………所要計画・資材生産計画・在庫

調達系情報交換………発注・納入指示・納入予定

決済系情報交換………請求照合・支払照合・違算通知・支払

(5) 参加企業

*商品流通V A N

メーカー等 473社 (内 W e b利用 157社)

卸店等 395社 (内 W e b利用 11社)

*資材V A N

メーカー等 9社 (内 W e b利用 3社)

サプライヤー等 30社 (内 W e b利用 23社)

2. (株)ファイネットが開発するデータベース(以下F D Bと略す)の概要

(1) 目的

企業間の製品案内に関わる現状の情報提供実態をデータベース化し、手入力をなくすことを目的に、現存する酒類・加工食品データベースセンター(以下SKDBCと略す)のデータベースが持つ諸機能を承継し、これに加えて商品画像情報や、公開先指定情報等のサービスを附加して、名実共に業界を代表するデータベースを構築する。そして、業界における普及啓蒙に努め、業界全体、生配販三層に亘る情報コストの低廉化に寄与する。

(2) 内容

- ・SKDBCの文字情報項目
- ・それ以外にユーザーが必要とし、且つ登録できる文字情報
- ・SKDBCが規定した標準仕様(SP2に準拠)を包含する画像情報(棚割画像・高精細画像)
- ・提供者が公開先を限定できる「公開先指定情報」

(3) 登録対象商品

- ・酒類・加工食品に関する、家庭用
- ・第2リリースにおいて業務用の一般品並びに限定品(PB・SB・期間・地域等)を検討中

(4) 検索活用と特徴

- ・インターネットで検索・閲覧・ダウンロードが可能
- ・文字項目のあいまい検索や数値項目の範囲指定、当該日付の前後指定が可能
- ・予約検索で前回の追加変更情報のみの検索可能
- ・ダウンロードの文字情報は、CSV又はテキスト形式なので、Windows環境で使用可能
- ・画像情報のSP2形式で「アポロ」「ストアマネジャー」「棚パワー」の各ソフトに対応

(5) 登録と特徴

- ・登録ツール(e-BASE)とファイル転送の方法あり。
- ・文字情報は、任意項目だけで変更可能
- ・画像情報登録については、データ作成センターを設置
- ・価格・基本条件関連項目を特定企業に公開することが可能

(6) 運営の基本的スタンス

- ① 受益者負担を原則とする。
- ② 業界全体の利用を目指し、普及啓蒙活動を行なう。
- ③ 零細企業の活用も意識した企業規模較差の設定をする。
- ④ 機密情報漏洩防止、データ破壊防止等の配慮
- ⑤ 上記を踏まえて、会員制度によるユーザー限定
- ⑥ 上記を踏まえて、会費及び利用料金を設定する。

(7) 料金体系

- | | | |
|-------|------|--------------------|
| ① 入会金 | 全企業 | 6万円(現SKDBC会員のみ3万円) |
| ② 会費 | 大企業 | 1万円／月 |
| | 中小企業 | 5千円／月 |

- ③ データ保管料 登録アイテム数による。(下表参照)
- ④ 利用料 卸売業のみ 大企業 1万5千円／月
中小企業 7千円／月

データ保管料(データ登録保管料)

格納件数	月額料金(円／月)	年額料金(円／年)
1～50	1,000	12,000
51～100	4,000	48,000
101～200	7,000	84,000
201～300	9,000	108,000
301～500	12,500	150,000
501～1000	20,000	240,000
1001～2000	30,000	360,000
2001～	35,000	420,000

・大企業と中小企業の区分

* 大企業 メーカー：資本金3億円超、又は従業員数300人超
卸：資本金1億円超、又は従業員数100人超

* 中小企業 メーカー：資本金3億円以下並びに従業員数300人以下
卸：資本金1億円以下並びに従業員数100人以下

(中小企業基本法)

- ・利用者のID追加料 1企業当たり6ID以上の場合、1IDにつき1千円／月
- ・データ登録保管料 卸が登録する際に課金(料金はデータ保管料と同じ)
- ・グループ企業の扱い IDを発行する法人単位で課金、請求
- ・データ作成センター利用代金 別途定める。
- ・登録ツール「e-BASE」利用代金 5万6千円(2年目以降年間保守料3万円)

(8) スケジュール

- ・メーカー情報登録受付可能 2002年8月1日
- ・検索サービス可能 2002年9月1日
- ・利用案内開始 2002年5月11日

(当初からのサービスメニュー、第2リリースに向け引き続き開発中のメニュー案内)

資料No.3

S K D B C の対応

(1) データベースについて

- ・2002年8月31日まで従来通りの登録・検索サービスを行なう。
- ・会員は9月1日より、登録はFDBに対して行なう。万一出来ない場合は、止むを得ずSKDBCに登録する。この登録分は、9月末日にFDBに自動的に登録される。
- ・会員の検索も9月1日からFDBより行なう。万一出来ない場合は、9月末日までSKDBCより検索を行なう。但しこの場合、一部データには9月1日以降分が登録されて

いないので留意すること。

- ・会員は、登録も検索も原則として9月1日よりFDBに切り換える。万一の場合のバックアップとして9月末日までデータが保存されているだけである。
- ・FDBへの切り替えに際しては、ユーザーサイドで若干のシステム変更もあり得る。

(2) 会員制度について

- ・SKDBCという任意団体は、(社)日本加工食品卸協会が、(株)ファイネットの協力を得ながら事務局となり存続する。つまり、会員制度と運営委員会等の組織は残る。
- ・換言すれば、SKDBCがデータベースの現物運営管理を、従来は(株)インテージに委託してきたが、2002年9月よりFDBを業界のデータベースとして指名し、新しい利用料金に切り換えることになる。

又、SKDBC会員はFDB会員になって新利用料金を10月より支払うことになる。

- ・従って、SKDBCの会費と利用料金は、平成14年9月までの当該分として年額の各1/2を負担願うが、「利用料」はそれ以降は発生しない。

「会費」については、年額の1/2の額にて平成14年度年間（平成15年3月末まで）の会員制度の運営を行なう。平成15年度以降の会費徴収の有無、或いは会費を頂く場合の額については未定。

資料 No.4

平成13年度収支計算報告
(自平成13年4月1日～至平成14年3月31日)

		単位：円	
1. 収 入	実 績	予 算	予 算 比
前年度繰越金	284		284
入 会 金	80,000		80,000
年 会 費	13,880,000	14,070,000	-190,000
利 用 料	18,036,000	18,072,000	-36,000
受 取 利 息	3,051		3,051
雜 収 入	1,100,000	(株)インテージ商品データ使用料)	1,100,000
合 計	<u>33,099,335</u>	<u>32,142,000</u>	<u>957,335</u>
2. 支 出			
業 務 委 託 費	16,065,000	16,065,000	±0
事 務 委 託 費	4,000,000	4,000,000	±0
シス テム改修費	8,827,500	7,350,000	1,477,500
	(5,827,500 : 平成13年度システム改修費)		
	(3,000,000 : ファイネット入会前払金100社分)		
研 究 費	3,400,000	(代行登録システム改修費4社分)	3,500,000
事 業 費	64,050	(パンフレット300部)	140,000
会 議 費	119,700	(平成14年度総会会場費を含む)	240,000
交 通 費	2,630		20,000
通 信 費	459,624	(切手代、電話料、電話リース料)	500,000
消 耗 品 費	150,990	(トナー、コピー紙、封筒代)	310,000
諸 税	400	(印紙代)	8,000
雜 費	9,135	(銀行振込手数料)	9,000
合 計	<u>33,099,029</u>	<u>32,142,000</u>	<u>957,029</u>
3. 収 支 差 引	306		306

平成14年度事業計画(案)

(自平成14年4月1日～至平成15年3月31日)

設立以来4年目を迎える現在、幾多の努力の成果が見られた反面、登録・検索両サイドから今日的要望が発生した。

また、会員数、登録アイテム数の増加にも限界が見られ、登録、活用両面からの不満も存在する。

こうした一連の打開の策として、現在の「酒類・加工食品データベースセンターの機能」を二分し、当初の目的に加えて、追加し発生した要望に対応する事を計画する。

先ず、酒類・加工食品データベースセンター(以下SKDBCと略す)の果すべき社会的機能である、業界の情報システムに関する一連の標準化作業と普及活動については、従来通り運営委員会以下の組織において継続運営をなす事を前提とする。

換言すれば、SKDBCとしての会員組織はそのまま残し、業界の「情報システム関連の標準化についての協議機関」的役割に徹する。

次に、「データベース」そのものの維持運営については、(株)ファイネットがここで構築する新しいデータベースに出来得る限り引き継ぎ、加えて、追加機能として要望度の高かった商品画像情報と個別企業問情報等の交換活用を可能にし、同社の経営を圧迫する事の無いよう配慮し、現会員に改めての活用を啓蒙することにする。

具体的に平成14年8月末日まで従来通り会員は登録・検索を行なう。そして原則として9月1日より登録はFDBに対して行なう。従って検索も9月1日よりFDBから行なうことが望ましい。しかし登録も検索もFDBに切換えるには若干のシステム変更を要するので、万一変更が9月1日に間に合わない場合は、9月末日まで従来通りSKDBCに登録、又はSKDBCから検索できるようにバックアップする。そして9月末日を以ってSKDBCのデータベースの運営維持は中止する。

そこで、会費・利用料については、平成14年度は年間額の2分の1を従来通りにSKDBC事務局に払い込むものとし、平成14年10月以降分については、(株)ファイネットのデータベース利用者のみ、会費と利用料を各々(株)ファイネットの呈示する料金体系により、同社に対し振り込むものとする。

なお、平成15年度以降のSKDBCの会費については、その徴収の必要性或いは必要な時の額が予測できるまでは未定とする。

結果として、SKDBCは平成14年9月末日迄は従来通りの事業活動を遂行するものの、10月以降の主たる事業活動が変わり、データベース情報の提供も中止するために、規約の全面的変更が必要となる。依って平成14年9月末迄に臨時総会を開催し、規約変更決議を行なう予定である。

以上の如く、下半期より改めて業界インフラ機構の充実を図り、会員の活用の利便性を高め、多数の参加者、関係者の協力により、情報システムのコストダウン、業界全体の流通コストのダウンに貢献する事を目的とする。

平成14年度収支予算（案）

(自平成14年4月1日～至平成15年3月31日)

単位：千円

1. 収 入	
年 会 費 (平成14年度の1/2)	6,930
利 用 料 (平成14年度の1/2)	8,796
追加ID使用料 (平成14年度の1/2)	210
合 計	15,936 (会費徵収対象会員数261社)
2. 支 出	
業 務 委 託 費 (4月～9月分)	8,033
事 務 委 託 費 (4月～9月分)	2,000
会 議 費	100 (説明会等)
通 信 費	235 (切手(会議案用、請求書)、電話料)
消 耗 品 費	30 (コピー用紙等)
諸 税	10 (印紙代)
雜 費	4 (銀行振込料他)
交 通 費	3
予 備	5,521 (入会金調整、データ移行費用等)
合 計	15,936
3. 収 支 差 引	0

農林水産省補助・助成事業

先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業

(財)食品流通構造改善促進機構経由の平成13年度農林水産省補助事業のうちの一つ標記事業の該当事業として、10月18日の運営委員会、11月7日の理事会、11月20日の贊助会員世話人会、平成14年2月26日の近畿支部の大坂府食品卸同業会と共に催の経営実務研修会をその事業内容から判断し、その実績（それぞれの会場費、会議費、資料費）を報告申請。結果、400,000円を補助金として受領した。（事業内容は別記）

食品販売業ブロック組織企画検討推進事業(日食協経営実務研修会)

平成13年度当協会が主催する各地の「日食協経営実務研修会」事業の中から、10月30日の東北支部主催、11月21日の北陸支部主催の2事業が該当すると判断し実績を報告申請。396,000円を受領した。（事業内容は別記）



日食協 経営実務研修会

支部活動

[北海道支部]

◇ 6月28日(火)11時30分より、京王プラザ札幌にて役員会を開催。①総会出席状況報告 ②スケジュールと運営・議事内容確認 ③懇親会 ④次年度新年交礼会企画 ⑤役員改選について。13時より同ホテル別室にて総会開催。和田靖裕氏(杉野雪印アクセス株)の司会進行で開会。北海道支部長杉野恵二郎氏(杉野雪印アクセス株)が開会挨拶の後、議長席に就き、議事録署名人を指名して議事に入った。①平成12年度事業報告 ②収支報告・監査報告 ③平成13年度の事業計画 ④収支予算 ⑤任期満了に伴う全役員の改選〔支部長杉野恵二郎氏(杉野雪印アクセス株) 副支部長 井本幸吉氏(国分株)北海道支社)、同村山圭一氏(株)スハラ食品)、常任幹事 宇田川悦哉氏(株)菱食札幌支社)、同齊藤誠一氏(株)明治屋札幌支店)、同稻村保行氏(株)北酒連)、同吉田八郎氏(北海道酒類販売株)、同前川定敏氏(株)三友小網北海道支社)、会計監事 北村隆氏(今井醸造株)、函館ブロック幹事 渡辺重信氏(株)ヤマツ)、室蘭・苫小牧ブロック幹事 及川隆夫氏(道央国分株)、小樽ブロック幹事 三筒一弘氏(三筒株)、旭川ブロック幹事 矢野雄三氏(旭川国分株)、帯広ブロック幹事 松隈秀雄氏(道東国分株)、釧路ブロック幹事 高橋義彦氏(株)三友小網)、北見ブロック幹事 中津真氏(道東国分株))〕

14時より同所にて賛助会員連絡会を開催。世話人代表 大風寛二氏(味の素株)が挨拶。

14時20分から日食協懇談会に移行。杉野支部長の挨拶の後北海道支部ワーキング・グループ代表 東野英二氏(杉野雪印アクセス株)より支部活動状況と賛助会共催事業報告がなされた。①定期的会合通算200回(17年間に亘り平成12年8月22日の会合にて) ②発足当時の回顧 ③12年度(第196回～第207回)活動報告(計画策定、ITFコード普及、200回記念研修会 各地方ブロックとの情報交換、賛助会員との情報交換) ④平成13年度活動方針(賛助会員世話人会との情報交換と研修会、市場価格下落対応検討、センターフィの補填協力要請) ④その他。

このあと井岸専務理事より本部事業活動報告があり、15時45分井本副支部長が閉会挨拶。

更に15時50分より会場を移して懇親会を開催した。

◇平成14年1月8日(火)京王プラザ札幌にて「食品業界新年交礼会」を開催した。

◇平成13年度は計12回ワーキング・グループの会合が開催され、ITFコード普及、研修会企画、情報交換等多岐に亘り討議された。

[東北支部]

◇ 6月19日(火)11時より仙台ホテルにて幹事の打合。11時30分より東北支部副支部長 本橋秀夫氏(東北国分株)の司会で総会を開会。

東北支部長 堀内琢夫氏(丸大堀内株)の開会挨拶の後、会員26社中25社(委任状を含む)の

報告があり支部長が議長席に就いた。

議事は①平成12年度事業報告・収支決算報告・監査報告 ②平成13年度事業計画及び収支予算。

13時より賛助会員連絡会を同所で開催。

堀内支部長挨拶の後、賛助会員代表 山田順一氏（味の素株）が挨拶され、その後、本部事業活動報告を井岸専務理事が行って14時35分に本橋副支部長が閉会挨拶。

◇10月30日(火)仙台ホテルにて東北支部主催の日食協経営実務研修会を開催。

講師にメリルリンチ日本証券株調査部シニアアナリストファーストバイスプレジデント 鈴木孝之氏をお招きして「本格的な淘汰再編に突入した小売業界」と題する講演を頂いた。

当日東北副支部長 本橋秀夫氏が東北支部長の代理として司会に続いて開会挨拶。続いて本部事業活動報告を井岸専務理事が行ってから講演会に入った。

約70名の参加であった。なお、これは農林水産省平成13年度食品販売業ブロック組織企画検討推進事業の一端として開催したものであった。

[関東支部]

◇ 6月12日(火)鉄道会館ルビーホールにて11時より幹事会を開催。幹事25社中24社（委任状含む）出席。関東支部長湯浅慎一郎氏（株雪印アクセス）の挨拶の後、議事に入った。

続いて13時30分より室を移して総会が開催された。井岸関東支部常任幹事（井岸専務理事の兼務）の司会にて開会。冒頭、湯浅支部長が挨拶を行い、出欠状況68社中58社（委任状含む）出席を事務局に報告し、湯浅支部長が議長席に就いた。議事録署名人を指名して議事に入った。

①平成12年度事業報告 ②収支決算報告・監査報告 ③役員改選〔副支部長 桜井喜八郎氏に代り小松崎寿文氏（いずれも国分株） 幹事 壇野淳雄氏に代り木村英彦氏（いずれも伊藤忠食品株） 幹事 岸本均氏（株小網）は退任、宇津木政司氏が株三友小網として幹事留任〕。

◇ 6月12日(火) 14時50分、支部総会終了直後、関東支部主催の研修会が開催された。第一部特別講演では株ライフコーポレーション会長兼社長清水信次氏に「国民と国益を無視した政治行政の大罪」と題する時局講話を頂いた。第二部は株富士ロジステック社長 鈴木威雄氏に「物流の現状と問題点（SCM／e-Marketの出現によって何が変わるか）」と題する講演を頂いた。

流通業務委員会

関東支部ワーキング・グループとして活動。会議は4月25日(水)、5月29日(火)、6月29日(金)、7月27日(火)、8月29日(金)、9月26日(水)、10月23日(火)、12月5日(水)、平成14年1月24日(木)、3月20日(水)と開催。

また2月21日(木)は各県ブロックの幹事代表を交えた合同会議を開催した。この合同会議においては、①任意団体に移行した場合 ②流通業務委員会と百貨店協同配送委員会活動 ③

商品研修会 ④本部各委員会 ⑤神奈川・静岡・千葉・埼玉・栃木における市場環境 ⑥情報交換が議題となった。

年間の会議を通じて企画・実施・討議・報告された主な内容は以下の通りである。

◇商品研修会

春季研修会は、6月15日(金)に挙行された。午前中の研修は、東京都町田市の商業施設「南町田駅前アウトレット“グランベリーモール”」と「カルフール2号店」の見学。午後はキリンビール(株)横浜工場殿のご厚意に依り三部構成の横浜工場見学となった。第1部は同工場の環境問題対応の実態、第2部は同工場配送センターのロジスティクスとマテハン機器の活用、第3部は工場内の製造工程見学となった。(当番企業は(株)明治屋と日本酒類販売(株))、秋季研修会は11月5日(木)に挙行された。訪問先はサントリーフーズ(株)殿のご厚意によりサントリー(株)白州工場内の南アルプスの天然水工場とサントリーウヰスキー工場の両方の見学をさせて頂く企画となった。

毎回の事であるが、今回も訪問先の賛助会員企業のご好意により、特別研修の機会となり、参加者一同感銘も深く有意義な企画であった。(当番企業は伊藤忠食品(株))



関東支部商品研修会

◇物流コスト実態調査のまとめ (対象年度 平成12年度)

当番企業(株)廣屋 酒本和夫氏が集計分析、次の如くまとめた。

平成13年度物流コスト実態調査のまとめ (調査年度平成12年度)

1. 物流トータルコスト

平成12年度の1函あたりの物流トータルコストは前年と比較して、4円15銭アップの194円19銭(前年比2.18%の増)となっております。

平成12年度物流コスト調査に特記できる事は、各社によってばらつきが目立ち、平成11年度よりさらに改善の出来ているところもあれば、大幅にコスト増になっている所もあり、1函当たりの物流コストに関して最大、最小にて60円88銭の差が出てきている年であり、情勢の厳しい中、企業間の二極化が見られます。

更に4項目の前年比較では配送費のみ平成11年度を下回っておりますが、他の3項目はすべて平成11年度を上回っており特に保管費が7.11%も増加しています。但し、保管費も各社にばらつきがあります。

また庫出し函売上単価は平成8年度より毎年下がっております、平成11年度より、89円、0.23%の減となっています。4年連続の下落となっていますが、本年度も発泡酒と焼酎の参入等もあり、下落するものと思われます。

センターフィに関しては、上昇傾向にあるが、帳合先の絞込み等もあり、取引している量販店側の要因、仕組みの違いにより各社にばらつきが目立ちます。

2. 配送費

平成12年度の1函当たりの配送費は、平均87円62銭と平成11年度よりさらに68銭の減少(前年比0.77%減)となり10社中7社減少、3社の増加の状態。減少している各社の中で1社を除き微減であります。店舗直納から共配センターへの納品の変更が減少要因の一つと思われます。

3. 保管費

平成12年度の1函当たりの保管費は平均38円12銭と前年比2円53銭の増加(前年比7.11%増)で10社中1社変わらず5社増加、4社減少と二極化傾向が見受けられます。共配センターの動きも含めて各社共に利用して来た営業倉庫の統廃合が進んでいると思われます。

4. 荷役費

平成12年度の1函当たりの荷役費は46円06銭と前年比1円06銭の増加(前年比2.36%増)で10社中1社変わらず4社増加、5社減少と保管費同様の二極化傾向が見られます。庫内作業社員のパート化と支店統廃合とかが微妙に絡み合い、また外部へのアウトソーシング等への移行も考えられます。

5. 情報処理費

平成12年度の1函当たりの情報処理費は22円39銭と前年比1円24銭の増加(前年比5.86%)で10社中6社増加、4社減少。2000年問題を過ぎたので、共配センター等への納品方法、納品内容等の変更によるシステム開発等の他にハード・ソフト面の買い替え、レベルアップが考えられます。

6. まとめ

平成11年度はすべての面においてコスト削減が出来ましたが、平成12年度は2.18%のコスト増になっています。毎年節減努力をして來たものの、当年度においては、下げるまでに至らなかったわけであります。

今後もこの業界の物流作業のアウトソーシング、支店の統廃合、帳合等の変化が激化する傾向が見られます。

平成13年度物流コスト比較表及び年度別推移表
 (調査対象年度 平成12年度)

1. 平成12年度 1函当たりの物流コスト及び年度別推移

項目	平成12年度			平成11年度			平成10年度			平均値対比		上・下限数値	
	金額	構成比	前年比増減	金額	構成比	前年比増減	金額	構成比	前年比増減	下回企業	上回企業	上限値	下限値
配送料	87円62銭	45.12%	▲0.77%	88円30銭	46.29%	▲8.49%	96円49銭	45.38%	▲6.75%	5企業	5企業	105円84銭	66円65銭
保管費	38円12銭	19.63%	7.11%	35円59銭	18.63%	▲17.00%	40円91銭	18.62%	▲8.21%	7企業	3企業	117円09銭	12円34銭
荷役費	46円06銭	23.72%	2.36%	45円00銭	24.00%	▲8.44%	50円10銭	23.91%	2.24%	6企業	4企業	66円11銭	15円35銭
情報処理費	22円39銭	11.53%	5.86%	21円15銭	11.08%	▲19.12%	26円15銭	12.09%	9.78%	8企業	2企業	37円35銭	7円21銭
合計	194円19銭	100%	2.18%	190円04銭	100%	▲10.63%	213円65銭	100%	▲3.72%	26企業	14企業		

2. 庫出し函壳上単価推移表

年 度	函 単 価 円	前年比増減 %
平成8年度	4,294	8.03
平成9年度	3,816	▲11.03
平成10年度	3,810	▲ 0.16
平成11年度	3,793	▲ 0.45
平成12年度	3,704	▲ 0.23

◇平成13年度返品実態調査

当番企業 (株)サンヨー堂 柳沢信夫氏が集計分析を次の如くまとめた。

【スーパー】

スーパーの返品は平成8年～11年まで0.5%台の推移であったが、12年度は食中毒事件や異物混入問題が発生し、特にプロパー商品の返品が多かったため1.08%と例年の2倍に達した。

しかし、13年度はそう言った問題も鎮静化、また商品単価の下落傾向は一層加速化されたものの、0.61%と平年並みに近づく結果となった。

【百貨店】

年により跛行性があり、近年では10年の4.05%が最も高い返品率であったが、11年以降2%台で推移、13年度は2.35%であった。

百貨店という業態と、この調査時期はギフトの取扱いが多く、従って返品もギフト商品のウェイトが圧倒的であり、2.35%のうち1.90%がギフト関係である。

出荷金額では6月、7月が多いものの、首都圏の中元期が一段落した8月に返品が集中、12年の10.1%に対し、13年は13.55%と更に増加した。

いずれにしても、返品は資源やコストの無駄ばかりでなく、環境対策面また取引慣行の正常化といった観点からも不合理であるので、生販各層が相互に問題意識をもつて是正していくことが望まれる。

1：スーパー 月別推移（単位千円）

	6	7	8	計	平均	分類別返品率 (%)
プロパー商品返品	58,819	85,509	89,587	233,915	77,972	0.40
特売商品返品	5,596	5,799	7,366	18,761	6,254	0.03
P B商品返品	0	0	150	150	150	0.00
ギフト商品返品	18,616	35,908	47,984	102,508	34,169	0.18
月間返品金額 計	83,031	127,216	145,087	355,334	118,445	0.61
月間出荷金額	19,162,019	20,686,471	17,986,354	57,834,844	19,278,281	
月間返品率 (%)	0.43	0.61	0.81	0.61	0.61	
平成12年度	0.64	1.41	1.16	1.08	1.08	

2：百貨店 月別推移（単位千円）

	6	7	8	計	平均	分類別返品率 (%)
プロパー商品返品	21,925	17,271	27,611	66,807	22,269	0.43
特売商品返品	330	1,230	1,170	2,730	910	0.02
P B商品返品	0	0	0	0	0	0.00
ギフト商品返品	4,195	99,664	189,802	293,661	97,887	1.90
月間返品金額 計	26,450	118,165	218,583	363,198	121,066	2.35
月間出荷金額	5,828,077	8,030,966	1,613,322	15,472,365	5,157,455	
月間返品率 (%)	0.45	1.47	13.55	2.35	2.35	
平成12年度	0.27	1.76	10.19	2.12	2.12	

3：チャネル別 年度比較（単位%）

	スーパー		百貨店	
	平成12年	平成13年	平成12年	平成13年
プロパー商品返品	0.82	0.40	0.28	0.43
特売商品返品	0.07	0.03	0.01	0.02
P B商品返品	0.00	0.00	0.00	0.00
ギフト商品返品	0.19	0.18	1.83	1.90
計	1.08	0.61	2.12	2.35

◇在庫回転日数動向

平成13年1月～12月を対象とする在庫回転実態を調査し、これを当番企業 株式会社アクセス大須賀誠氏が集計、まとめた結果を2月21日の合同会議で発表し、意見交換した。

◇物流・倉庫運賃動向調査

平成14年度を迎えての各企業の直近動向・意識の実態調査であるが、3月20日の会議で当番企業 西野商事株式会社 桑久保正浩氏が4月に集計することにした。

百貨店共同配送委員会

スタート以来、絶える事なく、この実践事業は継続中であり、定着している。会合は毎回、贊助会員（株）南王殿より、前月までの百貨店納入実績とその収支損益発表と分析、更に百貨店のロジスティクス関連の動向情報交換を行っている。会合は、4月25日（水）、6月21日（木）、8月29日（水）、12月5日（水）、2月14日（木）と計5回開催された。

各県ブロック動向

◇静岡県食品卸同業会

5月8日（月）静岡グランドホテルにて、総会に続き研修会を開催。日食協事業活動について井岸専務理事が報告。

◇埼玉県食品卸業協会

7月10日（火）大宮サンパレスにて総会・研修会を開催。研修会では日食協事業活動報告を井岸専務理事が行った。

14年1月23日（水）には同所で賀詞交歓会を開催した。

◇長野県食品問屋連盟

3月28日（木）14時より松本のホテル地本屋にて総会を開催。片岡事務長が出席しご挨拶を述べた。

[東海支部]

◇6月19日（水）13時30分より名古屋観光ホテルにて総会開催。

山田将聖氏（中部飲食料新聞社）の司会で開催。23社中23社（委任状含む）出席。東海支部長幸村伸彦氏（株）梅澤の挨拶に続き議事に入った。①平成12年度事業報告 ②収支決算報告・監査報告 ③平成13年度事業計画 ④収支予算。これについて出席会員との質疑応答があつた。⑤役員改選（全員任期満了につき）〔支部長（株）梅澤（幸村伸彦氏）、副支部長（株）トーカン（永津邦彦氏）、会計監事（西山商事）（西山茂氏）、幹事（佐竹商事）（佐竹喜代一氏）、（株）北村商店（北村博氏）、三重国分（株）（三原純一氏）、国分（株）中部支社（桜井喜八郎氏）、（株）明治屋名古屋支店（横溝英明氏）、（株）菱食（井村莞爾氏）、伊藤忠食品（株）東海事業本部（岩井淳氏）〕。

[北陸支部]

◇7月18日（水）ホテル日航金沢にて11時15分よりにて役員会を開催。7社出席。①総会議案及び運営確認 ②情報交換。

12時30分より総会開催、北陸支部長 角間俊夫氏（カナカン（株））が開会の挨拶、続いて議長席に就いて議事に入った。

①平成12年度事業報告（角間支部長） ②収支決算報告（会計幹事 丸岡信一氏（株）マルシ

ン) 監査報告（監事 此和源一氏（株）明治屋 富山営業所） ②平成13年度事業計画並びに収支予算。

このあと井岸専務理事が本部事業活動報告を行い、副支部長 澤田悦守氏（北陸中央食品株）が閉会の挨拶を行った。

◇11月21日（水）11時よりホテル日航金沢にて北陸支部主催の日食協経営実務研修会を開催。

当事業は農林水産省平成13年度食品販売ブロック組織企画検討推進事業の一端として開催したものである。午前中に井岸専務理事による本部事業報告、午後は角間支部長の挨拶に続いて講師ゴールドマンサックス証券調査部長 諸江幸祐氏より「消費市場の構造変化と流通システム」と題する講演を頂いた。参加者は会員、賛助会員合わせて約50名。

[近畿支部]

◇6月5日（金）13時よりホテルグランヴィア大阪にて総会開催。小野雅彦氏（伊藤忠食品株）の司会で開会。冒頭近畿支部長 尾崎弘氏（伊藤忠食品株）が開会挨拶。事務局より会員総数43社中42社（委任状含む）出席と出欠状況報告。尾崎支部長が議長席に就いて議事に入った。①平成12年度事業報告 ②収支報告・監査報告 ③平成13年度事業計画 ④収支予算。この後、井岸専務理事より本部事業報告、質疑があった後、閉会した。

◇平成14年1月5日（土）大阪太閤園にて近畿支部と大阪府食品卸同業会、大阪乾物卸商組合、食品新聞社共催による「第36回大阪府食品業界新春名刺交換会」を開催、約800人が出席。

◇2月26日（火）15時よりホテルグランヴィア大阪にて近畿支部主催の日食協経営実務研修会が、大阪府食品卸同業会との共催、新春講演会という形式で行われた。司会は山下明氏（五大物産株）、開会挨拶を尾崎支部長が行い、井岸専務理事が「日食協事業報告」と題する説明報告をした。その後で講師に京都大学大学院人間・環境学研究科教授 森谷敏夫氏をお招きし「生活習慣病のおもしろ健康科学」と題する講演を頂いた。約100名が参加。なおこれは平成13年度農林水産省先進的地域食品流通活性化戦略事業の一端として行ったものである。

[中国支部]

◇6月22日（金）12時よりホテルグランヴィア広島にて総会開催。冒頭出席者の自己紹介。続いて中国支部長 中村成朗氏（中村角株）がご挨拶。今までの事務局 梶忠雄氏（中村角株）が退任挨拶と後任中村潤吉氏（中村角株）の紹介。そして総数33社中29社（委任状含む）出席と報告があつて議事に入った。①平成12年度事業報告 ②収支決算報告 ③平成13年度事業計画 ④収支予算 ⑤支部活動費の有効活用。

13時より賛助会員世話人会との合同研修会を開催。ここでも中村支部長の挨拶があり、その後で井岸専務理事による「活動状況報告」がなされた。

[四国支部]

◇6月22日（金）11時30分より香川厚生年金会館において幹事会を開催。総会運営次第について確認。

12時より渡辺国雄氏（旭食品株）の司会で総会を開会。四国支部長 竹内克之氏(旭食品株)の挨拶の後議事に入った。①平成12年度事業報告 ②収支決算 ③平成13年度事業計画 ④その他。

この後、本部の片岡事務長の挨拶と会員、賛助会員に対する謝辞と運営副委員 大竹一太郎氏(株)明治屋より本部事業活動報告を行った。

総会後、講演会となり、講師に(株)フジヴェスタ 第二商品部長 上田悦男氏をお招きし「広域量販店の方向と卸売業・メーカーに望むこと」と題して講演を頂いた。

[九州沖縄支部]

◇ 6月26日(火) 11時より博多全日空ホテルにて幹事会を開催。事務局より運営次第・新幹事の紹介、総会の出席状況報告のあと九州沖縄支部長 本村道生氏(コゲツ産業株)が挨拶。①総会運営・議事録署名人 ②平成12年度諸報告の内容 ③平成13年度事業計画・収支予算案 ④県ブロック報告担当確認 ⑤支部ワーキング・グループと各県ブロックの連絡窓口設置 ⑥商品展示特売会の自粛について ⑦福岡地区協議会の運営について ⑧その他質疑応答がなされた。

13時より総会を開催。山下恭輔氏(コゲツ産業株)の司会、総員56社中50社出席(委任状も含む)と報告。山内宏和氏(ヤマエ久野株)が開会宣言。本村支部長が挨拶し、議長席に就き、議事録署名人を指名して議事に入った。①平成12年度事業報告・収支決算報告・監査報告 ②平成13年度事業計画・収支予算 ③地域活動報告 福岡地区協議会 土井弘光氏(国分株)、親熊会 高澤勝彦氏(亀井通産株) ④商品展示即売会は本年度も自粛の継続。この後、本部活動報告を井岸専務理事が行って、会計監事 木村茂氏(株)三友小網の出席者に対する謝辞で閉会。

14時45分より講師に中村学園大学教授 柳沢孝氏を招いて「IT時代の卸売業の活路」と題する講演会を開催した。

◇ 1月7日(月) 博多全日空ホテルで「平成14年度 新年交礼会」を開催。約540人が出席した。この後、1月8日(火) 鹿児島食品二十日会(会長 竹之下勝三氏(株)竹之下)、1月9日(水) 宮崎食品はまゆう会(会長 黒木美和子氏 黒木食品株)、大分食品共栄会(会長 阪本恒徳氏(株)三久食品)と新年会が続き、会員・賛助会員がそれぞれ出席した。

事務局活動

[関連官公庁・関連団体]

農林水産省

- ・5月25日総会決議の定款変更を6月26日付で申請。8月28日付認可さる。
- ・平成12年度対象の法人検査、平成14年2月8日実施さる。
- ・BSEに関する説明会、数回開催され事務局出席。
- ・災害時食料供給に関する調査依頼あり回答。

- ・ J A S 見直しに関するアンケート依頼数回あり回答。
- ・ 外形標準課税、石油税納付額、連結納税等に関するアンケート依頼あり回答。
- ・ 公益法人に関する問合せ、調査、多数あり、その都度回答。
- ・ B S E 関連アンケート依頼あり回答。

厚生労働省

- ・ ポツリヌス菌に関する対応、該当する商品についてのアンケートあり回答。

国税庁

- ・ S K D B C に関する状況報告。
- ・ 酒類販売業に関する懇談会に井岸専務理事委員として出席。

中小企業庁

- ・ S K D B C に関する状況報告。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・ 農林水産省の平成13年度事業のうち①先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業 ②食品販売業ブロック組織企画検討推進事業に応募申請し、実施後報告、補助金を收受する。
- ・ 主催する F F 研修会 計3回出席。
- ・ 同機構の事業をチェックするための「食品流通活性化事業効果・分析事業総合検討委員会」に委員として出席。
- ・ 國分勘兵衛（國分株）会長は平成14年3月19日の同機構臨時理事会にて同機構の副会長として再任される。

(財)食品産業センター

- ・ 農林水産省の総合的連絡会議である食品関連団体連絡協議会に毎回出席。
- ・ 「ケアマーク調査委員会」作成のケアマークマニュアル・ポスター等配布を受け、希望する会員に配布。

(財)流通システム開発センター

- ・ 経済産業省の総合連絡会議も兼ねている流通コードセンター総合委員会に計2回出席。
- ・ 「M X L 委員会(中小企業向けE D I 標準仕様)」に委員として出席。
- ・ 年間を通じて S K D B C を中心に情報交換すると共に諸々のご支援を頂いた。

(社)日本缶詰協会

- ・ 団体賛助会員として資料提供頂き、かつ多大に支援を頂いた。
- ・ 缶詰業界の各団体連絡会議「専務会」に毎回出席。安全性・表示・H A C C P 等の情報交換。
- ・ (社)日本缶詰協会を実質的事務局として、当協会以下計9団体共催の賀詞交換会を平成14年1月8日(火)東京のパレスホテルで開催。参加約500名出席。
- ・ 「缶詰消費拡大委員会・環境問題検討委員会」に委員として出席。

- ・「缶詰品評会」に商品開発研究会の有志と共に審査委員として出席。

日本農産缶詰工業組合

- ・定期的に資料提供を頂いた。
- ・「果実缶詰等振興事業推進委員会」に委員として出席。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として資料提供を頂き、かつ多大のご支援を頂いた。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として資料提供を頂き、かつ多大のご支援を頂いた。
- ・主催する品評会に商品開発研究会の有志と共に出席。
- ・6月22日（金）創立10周年記念行事に出席、当会員有志6名、表彰を受けた。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・5月22日（火）定時総会にて当協会商品開発研究会委員長 三枝皓祐氏（株）サンヨー堂）が副会長に、井岸専務理事が常任理事に再任された。
- ・平成14年3月5日（火）「缶詰試売検査会」を開催、当会員有志と共に委員として出席。

（財）食品環境検査協会

- ・（社）日本加工食品卸協会が評議員であるので定例評議員会に出席。

食を考える国民会議

- ・定期的に資料提供を頂いている。

【庶務事項】

・事務局人事

異動なし。（事務長 片岡次之（嘱託）、事務員 角田牧夫（嘱託）、事務員 金田貴良江）

・システム環境

変動なし。

・備品購入

メモリーレコーダー 1個 テレビデオ 1台

・事務所賃借契約

賃貸人 小野合名会社との間に事務所賃貸借契約を平成14年3月に締結した。

期間は平成14年4月1日より向う3年間。

・会報発行

Vol.119 2001年5月25日	Vol.120 2001年7月31日	Vol.121 2001年10月24日
Vol.122 2002年1月1日	Vol.123 2002年3月8日	

平成13年度活動状況

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
4	1	新年度業務開始		事業報告書原稿校正
	2			決算処理会計業務 事業所会員調査
	3			予算原案着手 事業報告書校正
	4			会費收入予算着手 D B C登録用紙打合
	5			決算帳票作成準備 理事会準備
	6			農水省・食流機構打合
	9			日缶協環境問題検討委出席 提言原文訂正
10	食品流通委員会			監査準備 D B C登録用紙打合
11				缶詰テスト打合 事業報告書終校
12		D B C監査、D B C運営委員会		会長資料提出、理事会準備
13	業務監査			関東支部決算帳票作成
16				会長業務報告 理事会準備
17	運営委員会	D B Cシステム小委員会		4月会計処理 D B C運営委議事録作成
18	法務研究会			専務会出席 缶詰テスト打合
19				正副会長会議準備 理事会準備
20	正副長会議・理事会			欠席理事連絡処理業務
23				理事会議録作成着手 総会案内発送
24		関東支部業務監査		諸委員会打合
25		共同配送委員会 流通業務委員会		メリ-ロ-ガ'-購入テスト 賛助会員世話人会準備
26	賛助会員世話人会			関東支部予算原案作成
27				会報原稿着手 各委員会案内発送
5	1			関東支部長業務報告 研修会準備
	2			会報原稿 S K D B C運営打合
	3			会報原稿
	4			会報原稿
	7			D B C規約改正案作成 各支部総会準備
	8	静岡食品卸同業会総会		商品研修会準備 S K D B C総会準備
	9			専務会出席 会計処理業務
	10	S K D B C総会		缶詰公取協議会総会打合 会報校正
	11			P C新年度会計処理 関東支部準備
	14			各支部総会準備 S K D B C総会議事録作成
	15			I T投資状況調査 流開センター X M L委出席
	16			会長業務打合 労災保険チェック
	17	法務研究会		総会準備 各委員名簿チェック
	18			チエーンストア協会懇親会出席 I T助成額連絡
	21			外食品卸協会講演会・総会出席・総会準備
	22			日缶協・缶詰公取協議会の理事会・総会出席
	23	商品開発研究会C B O会		会費請求準備
	24			農水省I T投資実績提出 総会準備
	25	運営委員会、理事会、定時総会		会議準備
	28			食流機構研修会出席 定款変更申請書作成着手

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
	29		D B C システム小委、流通業務委	総会・理事会議事録作成着手
	30		D B C 常任運営委員会	司法書士登記依頼 会報発送
	31			公正取引委員会検討依頼 総会議事録作成
6	1	物流委員会		会長業務報告 D B C 議事録チェック
	4			物流コスト問題アンケート作成 会費請求発送
	5		近畿支部総会	D B C 5月会計処理
	6			支部活動費連絡 関東支部総会準備
	7			食流機構打合 EDI FACT日本委員会総会出席
	8	食品流通委員会		関東支部総会等準備 会報原稿
	11			専務会出席 各支部総会準備
	12		関東支部幹事会 総会 研修会	各支部総会準備
	13	ネットワーク検討会		会報原稿 会計処理業務
	14		東北支部総会 賛助会員連絡会	関東支部商品研修会準備
	15		関東支部商品研修会	食品環境検査協会評議員会 食品産業センター連絡協議会
	18			会報原稿 四国支部総会打合
	19		東海支部総会	理事会議事録作成 会計処理業務
	20		神奈川県食品卸同業会総会	会報原稿 会計処理業務
	21	法務研究会	関東支部共同配送委員会	会報原稿 支部総会準備
	22		中国・四国両支部総会他	日本パインアップル缶詰協会10周年記念式典出席
	25			食流機構 理事会出席 農水省定款変更申請提出
	26		九州沖縄支部総会 研修会	会費入金チェック着手
	27			食流機構助成申請書提出 会報原稿
	28		北海道支部総会他	会費入金チェック
	29		関東支部流通業務委員会	D B C会費入金チェック 名簿メンテナンス
7	2			各委員会準備 会報原稿
	3	商品開発研究会C B O会		健保説明会出席 運営委員会準備
	4			会報原稿 中元準備
	5	運営委員会	D B C システム小委員会	食流機構打合 会報原稿
	6			農水省・流通政策研究所 打合 会報原稿
	9			専務会出席 委員会準備
	10		埼玉県食品卸業協会総会	会報原稿
	11			缶詰公取協 表示審査委員会出席 会費入金チェック
	12		D B C 常任運営委員会	会報写真割付 会計処理業務
	13			会長業務報告 公正取引委員会回答
	14			公正取引委員会回答整理
	16			運営委員会準備 公正取引委員会回答整理
	17			物流コストアンケート集計 北陸支部総会準備
	18		北陸支部役員会総会	支部活動費送金 会計処理業務
	19			会報校正開始 ファイネット打合
	20			会報校正
	23	物流委員会		報告書校正
	24			提言冊子まとめ編集 委員会委嘱案内
	25			会報・報告書・冊子二校 S P 2打合
	26	食品流通委員会2WG、法務研究会		2WG資料準備 商品コード等研究会準備
	27		関東支部流通業務委員会	会員名簿チェック D B C入金チェック

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
	30			会計処理業務 活動表整理
	31			食品産業センタ連絡協議会出席 会報発送作業
8	1			卸団体連絡協議会資料作成 農水省事業費コメント
	2	商品コード等研究会		返品問題アンケート打合
	3			ケアマーク資料案内 委員会案内送付
	6	新物流コスト研究会		食流機構分析委員会出席 ケアマーク案内送付
	7		D B C システム小委員会	食品流通委員会報告書発送
	8			日缶協製造者記号表示打合
	9	運営委員会	D B C 運営委員会	会計処理業務 S K D B C 打合
	10			返品問題アンケート打合 災害時対応アンケート集計
	13			会計帳憑チェック D B C 議事録作成
	14			会長業務打合 資料整理
	15			会費入金チェック
	16			ケアマーク資料申込集計
	17			書類整理
	20			農水省石油税・事業税アンケート集計 委員会準備
	21			定款変更等研究会準備 会報原稿
	22			副会長業務報告 会計処理
	23			会報原稿 物流コスト調査集計
	24			会報原稿
	27	食品流通委員会WG(卸機能検討)		研修会打合 各委員会案内発送
	28	食品流通委員会WG(返品問題)		副会長業務報告 委員会準備
	29	D B C システム小委員会	共同配送委員会・流通業務委員会	J A S 見直し調査アンケート依頼 新定款作成手配
	30			食流機構打合 D B C e-メールアドレス確認
	31			農水省コーデックス意見交換会出席 委員会準備
9	1	定款変更等研究会		定款変更等研究会準備
	3	新物流コスト研究会		定款変更等研究会報告書作成 D B C 会計チェック
	4			農水省ヒアリング要請打合 ケアマーク資料発送
	5		D B C 常任運営委員会	専務会出席 食品産業センター連絡協議会出席
	6			ケアマーク資料発送 D B C 議事録作成
	7			会長業務報告 ケアマーク資料発送
	10			各研修会準備 アンケート発送
	11			会報原稿 会計処理 D B C データ登録
	12			専務会出席 D B C 代行登録制度打合
	13	ネットワーク検討会		ファイネット打合 会報原稿
	14			卸団体連絡協議会 資料作成
	17			書類整理 会報原稿
	18	新物流コスト研究会		会計処理 会費入金再チェック
	19	法務研究会		代行登録制度打合 理事会準備
	20	物流委員会		会報原稿 各WG打合
	21			新物流コスト概念整理 狂牛病調査
	25	商品開発研究会C B O会		理事会準備 狂牛病調査
	26		関東支部流通業務委員会	ファイネット打合 商品研修会案内作成
	27	食品流通委員会		会報原稿 WG資料作成
	28			農水省B S E 説明会 公正取引委員会

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
10	1			法人実態調査表作成 連絡納税制度研究
	2	新物流コスト研究会		農水省調査回答提出
	3			会計処理 各委員会案内発送
	4			ファイネット打合 会報原稿渡し
	5			会長業務報告 業界システムセンター概念図作成
	9	卸機能検討WG		専務会出席 アンケート確認作業
10	運営委員会	DBC運営委員会		返品問題アンケート打合
11	商品コード等研究会			厚生省BSE説明会出席 BSE連絡
12				副会長業務報告 異業種連絡会 BSEメーカー依頼
13				会報校正
15				会報追加原稿 諸会議資料作成
16	新物流コスト研究会			会報二校 返品実態調査集計
17	法務研究会			WGレポート作成
18	運営委員会、卸団体連絡協議会			副会長業務報告 BSEセミナー出席
19				副会長業務報告 バイン缶研究会出席
22				ファイネットDB統合打合 災害対応調査依頼
23		関東支部流通業務委員会		会計処理捺印 農缶工組委員会出席
24	業務監査			各ワーキンググループレポート打合 理事会準備
25				業界紙取材対応 BSE資料送付準備
26				会報・資料発送業務 みかん缶詰研修会出席
29				理事会準備 SKDBC代行登録作業
30		東北支部経営実務研修会		BSE資料発送
31				会長業務打合 ファイネット打合
11	1			国税庁SKDBC報告 商品研修会準備
	2	返品問題改善WG 食品流通委		賀詞交歓会準備 XMLアンケート手配
	5	新物流コスト研究会		農水省説明会出席 商業統計について研究
	6			理事会準備 SKDBC代行登録
	7	正副長会議・理事会		返品問題改善レポートまとめ
	8	物流委員会		未収会費請求業務
	9			専務会出席 経済産業省商業統計研究委出席
	12			ファイネットDB統合打合
	13	DBC運営委員会		各研修会準備
	14	新物流コスト研、運営委員会		年末調整説明会出席 DBC議事録作成
	15		関東支部商品研修会	理事会テープ起し DBC議事録作成
	16			理事会議事録作成 会計処理業務
	19	卸機能検討WG		会計処理業務
	20	賛助会員世話人会		返品問題改善レポート打合
	21		北陸支部経営実務研修会	卸団体連絡協議会会計処理
	22	法務研究会		会報原稿 銀行口座確認
	26			会報原稿 議事録チェック
	27			災害対応調査集計開始
	28	返品問題改善WG		会報原稿 ファイネット打合
	29			同業会打合 災害対応調査集計
	30			経産省商業統計研究委出席 年賀状準備
12	3			会報原稿 DBC会計処理

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
	4			厚労省ポツリヌス菌打合 農水省打合
	5		共同配送委員会・流通業務委員会	食品産業センター連絡協議会出席 会報原稿渡
	6			理事会開催案内 業界紙原稿対応
	7			卸機能検討レポート打合 会員動向表作成
	10			農水省災害対応 F D提出 会計処理業務
	11		D B C運営委員会	入会案内作成 ファイネット打合
	12			会報校正 研修会実績報告作成
	13	ネットワーク検討会、法務研究会		食流機構・農水省情報システム課・国税庁打合
	14			会報校正 年賀状作成
	17			会報二校 ポツリヌス菌調査チェック・回答
	18			会報二校渡し D B C資料作成
	19			専務会出席 国税庁懇談会出席 年末調整チェック
	20			会長業務報告 年賀状作成
	21			各委員会開催案内作成 年賀状作成
	25	運営委員会		会計処理業務 各案内発送
	26			ファイネット打合 研修会実績報告書作成
	27			副会長年末挨拶 会報発送業務
	28			農水省食流機構、国税庁年末挨拶
	29			会長・副会長年末挨拶 書類整理
1	4			食流機構 国税庁 農水省 年始挨拶
	5			懇話会 東京都卸同業会 新年会出席
	7			会計処理業務 年始対応
	8	新年賀詞交換会		会計処理業務
	9			外食品卸協会新年会出席 在庫回転調査発送
	10			法定調書発送 C B Oクレーム調査発送
	11			食流機構実績報告書提出 会計処理チェック
	15			拡大運営委員会準備 関東支部合同会議準備
	16	法務研究会		理事会準備 会報用テープ起し
	17			専務会出席 ファイネット打合 会報原稿
	18	物流委員会		会報原稿チェック
	21			理事会運営委員会準備
	22	食品流通委、理事会・運営委		会報原稿チェック 返品問題レポート訂正
	23			埼玉県食品卸業協会新年会出席 W Gレポート訂正
	24		関東支部流通業務委員会	会計処理業務 流開センター打合
	25			食流機構打合 D B C資料作成
	28			国税庁打合 会報編集原稿着手
	29			支払調書合計表チェック
	30			ファイネット打合 国税庁懇談会出席
	31			会報原稿 ファイネット打合
2	1		D B C運営委員会	会員名簿整理 D B C会計処理
	3			会報原稿
	4			農水省セミナー出席 返品問題レポート訂正
	5	新物流コスト研究会		会報原稿 D B C議事録チェック
	6			国税庁懇談会出席 クレームデータチェック
	7			国税庁打合 検査準備

月	日	本 部	支部及びD B C	事務局関連行事等
	8	農水省検査		会長業務打合 会報原稿渡し 会計処理業務
	12			中小企業庁打合 内諾依頼発送
	13			専務会出席 SKDBC資料作成 委員会出欠確認
	14		関東支部共同配送委員会	SKDBC事業報告書原稿 人件費関係予算
	15			日缶協缶詰品評会出席 厚労省食品行政説明会出席
	16			会報校正
	18			ファイネット打合 SKDBC総会用資料作成
	19			国税庁懇談会出席 WG報告書冊子原稿作成
	20	拡大運営委員会		14年度事業計画案作成 SKDBC用資料作成
	21		県ブロック流通業務委合同会議	各委員会事業活動指針案作成
	22			異業種交流協議会 支部活動費予算算出
	24			会報二校
	25			会費収入予算算出
	26		近畿支部経営実務研修会	会費未収再請求作業
	27	法務委員会		ファイネット打合 農産缶詰工組委員会出席
	28			18年度までの収支見通し提出 農産缶詰アケト策定
3	1			会長業務報告 ファイネット打合
	3			事業報告書原稿
	4	商品開発研究会		収支予算原案作成
	5			缶詰公取協試買検査実施 DBC資料作成
	6	食品流通委員会	DBC運営委員会	食流機構実績報告書作成
	7	物流委員会		国税庁免許制度打合 農水省事業説明書作成
	8			2月会計処理 JAS見直しアンケート集計
	10			事業報告書原稿
	11	運営委員会		WGレポート印刷打合 会報発送作業
	12			食流機構研究会出席 会報発送作業
	13			専務会 厚生年金説明会各出席 商品開発研打合
	14	ネットワーク検討会		食流機構実績報告提出 農水省アドバイス検討会
	15			食品環境検査協会評議員会 国税庁懇談会出席
	16			事業報告書原稿
	17			事業報告書原稿
	18			食流機構理事会出席 副会長業務報告
	19			会長業務打合
	20	法務研究会	関東支部流通業務委員会	流開センター総合委員会出席 アケト発送作業
	21			事業報告書原稿
	22			農水省BSE説明会出席 年度末会計処理
	25			日缶協臨時総会出席 各委員会案内発送
	26			会費予算算出 ファイネット打合
	27			国税庁懇談会出席 DBC総会資料作成
	28		長野県食品卸連盟総会	DBC総会資料作成
	29			年度末確認業務 事業報告書原稿作成
	30			事業報告書初校
	31			事業報告書初校

平成14年3月31日現在

会員・事業所・賛助会員動向推移表

年度	会員	前年 増減数	事業所	前年 増減数	賛助会員	前年 増減数	団体会員	前年 増減数	合計	前年 増減数
平成14年 (3月31日現在)	200	▲ 6	181	1	103	0	3	0	487	▲ 5
13年	206	▲ 2	180	33	103	▲ 2	3	0	492	29
12年	208	▲18	147	1	105	▲ 1	3	0	463	▲18
11年	226	▲21	146	3	106	▲ 5	3	0	481	▲23
10年	247	▲15	143	8	111	1	3	0	504	▲ 6
9年	262	▲11	135	▲ 1	110	0	3	0	510	▲12
8年	273	▲13	136	5	110	▲ 2	3	0	522	▲10
7年	286	▲ 7	131	▲18	112	0	3	0	532	▲25
6年	293	▲13	149	1	112	▲ 1	3	0	557	▲13
5年	306	1	148	10	113	▲ 3	3	0	570	8
4年	305	2	138	0	116	0	3	0	562	2
3年	303	0	138	3	116	0	3	0	560	3
2年	303	6	135	▲ 1	116	1	3	▲ 1	557	5
昭和62年	297	▲18	136	0	115	▲ 2	4		552	▲20
61年	315	▲11	136	1	117	1	4	0	572	9
60年	326	24	135	0	116	14	4	0	581	38
59年	302	▲31	135	0	102	▲14	4	0	543	▲45
55年	333	61	135	—	116	69	4	0	588	—
53年	272	—	—	—	47	—	4	—	—	—

平成 14 年 3 月 31 日現在

会員・事業所会員・賛助会員動向表

		会員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員
平成 13 年 3 月 31 日		206	180	103	3
新規加入		2	3	0	0
退会		8	2	0	0
平成 14 年 3 月 31 日		200	181	103	3

支部県別会員及び事業所会員内訳

支部	県別	会員数	事業所会員数	支部	県別	会員数	事業所会員数	支部	県別	会員数	事業所会員数
北海道	北海道	21	20	東海	愛知	10	11	四国	香川	2	6
	計	21	20		三重	1	2		徳島	1	1
東北	青森	2	—		岐阜	2	—		愛媛	1	1
	秋田	2	—		計	13	13		高知	1	1
	岩手	2	2		石川	6	5		計	5	9
	山形	1	—		富山	1	2		福岡	6	14
	宮城	4	9		福井	1	1		佐賀	3	—
	福島	4	2		計	8	8		大分	3	1
	計	15	13		京都	4	6		長崎	6	2
関東	東京	37	16	近畿	大阪	16	11	九州沖縄	熊本	2	2
	神奈川	2	10		奈良	2	—		宮崎	4	2
	千葉	2	4		和歌山	—	—		鹿児島	6	1
	埼玉	4	6		滋賀	—	—		沖縄	5	1
	栃木	3	1		兵庫	5	5		計	35	23
	群馬	2	2		計	27	22	会員 200 社 事業所 181 社 賛助会員 103 社 団体賛助会員 3 社			
	茨城	4	3		鳥取	—	—				
	長野	3	6		島根	—	1				
	山梨	3	1		岡山	4	7				
	静岡	4	5		広島	3	8				
	新潟	2	1		山口	3	2				
	計	66	55		計	10	18				

平成 13 年度 収支計算書

(自平成 13 年 4 月 1 日～至平成 13 年 3 月 31 日)

1. 収入の部

(単位: 円)

科 目		平成 13 年度 予 算 額	平成 13 年度 決 算 額	平成 13 年度 予 算 比較増減	備 考
大科目	中 科 目	小 科 目			
会 費 収 入		42,623,000	42,374,000	249,000	
	会員会費収入	42,623,000	42,374,000	249,000	
	正会員会費収入	16,835,000	16,850,000	▲ 15,000	
	事業所会費収入	1,760,000	1,790,000	▲ 30,000	
	賛助会費収入	18,578,000	18,244,000	334,000	
	団体賛助会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
	加入金収入	0	40,000	▲ 40,000	
補 助 金 等 収 入		800,000	796,000	4,000	
	受託事業等収入	800,000	796,000	4,000	
	教育研修事業費	400,000	396,000	4,000	
	その他の	400,000	400,000	0	
事 業 収 入		700,000	0	700,000	
	事業収入	700,000	0	700,000	
	情報システム研修会	700,000	0	700,000	
雜 収 入		4,530,000	4,512,577	17,423	
	雜 収 入	4,530,000	4,512,577	17,423	
	受取利息	30,000	26,607	3,393	
	事務受託料	4,000,000	4,000,000	0	
	雜 収 入	500,000	485,970	14,030	
当 期 収 入 合 計	(A)	48,653,000	47,682,577	970,423	
前 期 繰 越 収 支 差 額		27,481,588	27,481,588	0	
収 入 合 計	(B)	76,134,588	75,164,165	970,423	

2. 支出の部

(単位: 円)

科 目		平成 13 年度 予 算 額	平成 13 年度 決 算 額	平成 13 年度 予 算 比較増減	備 考
大科目	中 科 目	小 科 目			
事 業 費		23,326,000	22,196,064	1,129,936	
	調査研究事業及び啓発普及事業費	15,776,000	15,763,098	12,902	
	調査研究費	12,026,000	12,013,098	12,902	
	受託事業費	3,750,000	3,750,000	0	
	教育研修事業費	3,400,000	2,271,111	1,128,889	
	人材育成事業費	2,700,000	2,271,111	428,889	
	情報システム研修会	700,000	0	700,000	
	知識啓発事業費	4,150,000	4,161,855	▲ 11,855	
	啓発事業費	3,000,000	3,018,005	▲ 18,005	
	宣伝事業費	1,150,000	1,143,850	6,150	
管 理 費		30,325,000	29,543,511	781,489	
	人 件 費	20,264,000	20,267,806	▲ 3,806	
	役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
	職員給料手当	9,045,000	9,045,000	0	
	福利厚生費	1,709,000	1,712,806	▲ 3,806	
	会 議 費	1,640,000	1,009,576	630,424	
	会 議 費	1,640,000	1,009,576	630,424	
	事 務 諸 費	8,421,000	8,266,129	154,871	
	旅費交通費	1,100,000	1,098,020	1,980	
	通信運搬費	500,000	490,559	9,441	
	消耗品費	1,500,000	1,408,359	91,641	
	光熱水料費	180,000	168,281	11,719	
	賃借料	4,681,000	4,680,144	856	
	備品費	100,000	73,935	26,065	
	雜費	150,000	159,158	▲ 9,158	
	交際費	200,000	187,673	12,327	
	租税公課	10,000	0	10,000	
積立金	積立金	退職金引当積立金	1,300,000	0	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	2,500,000	
当 期 支 出 合 計	(C)	57,451,000	53,039,575	4,411,425	
当 期 収 支 差 額	(A) - (C)	▲ 8,798,000	▲ 5,356,998	▲ 3,441,002	
次 期 繰 越 収 支 差 額	(B) - (C)	18,683,588	22,124,590	▲ 3,441,002	

貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位:円)

借 方			貸 方		
科 目	金 额		科 目	金 额	
1. 流動資産	22,484,902	95,750	1. 流動負債	360,312	
現 金			仮 受 金		360,312
預 金			2. 固定資産	7,459,824	
仮 払 金		415,662	退職給与引当金		7,459,824
2. 固定資産	7,459,824		3. 正味財産	22,124,590	
退職給与引当預金		7,459,824	正味財産		22,124,590
			(うち当期正味財産減少額)		(5,356,998)
資産合計		29,944,726	負債及び正味財産合計		29,944,726

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲は現金預金及び仮払金から仮受金を差引いたものとする。

前期末及び当期末残高は2の通りである。

(3) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

(4) 電話加入権について

評価額0として固定資産より抹消済。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	285,905	95,750
預 金	27,097,413	21,973,490
仮 払 金	390,012	415,662
仮 受 金	▲ 291,742	▲ 360,312
次期繰越収支差額	27,481,588	22,124,590

正味財産増減計算書

(自平成13年4月1日～至平成13年3月31日)

(単位：円)

科 目	金額		
I. 増加の部			
資産増加	1,325,650		
仮 払 金 増 加		25,650	
退職給与引当預金増加		1,300,000	1,325,650
II. 減少の部			
資産減少	5,314,078		
現 金 減 少		190,155	
預 金 減 少		5,123,923	
負債増加額	1,368,570		
仮 受 金 増 加		68,570	
退職給与引当金 増加		1,300,000	6,682,648
当期正味財産減少額			5,356,998
前期繰越正味財産額			27,481,588
期末正味財産合計額			22,124,590

財 產 目 錄

(平成14年3月31日現在)

(単位：円)

目 錄	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現 金 小口現金残高	22,484,902		
(2) 普通預金 みずほ銀行ほか4行		95,750	
(3) 定期預金 三井住友銀行ほか1行		10,973,490	
(4) 仮 払 金 前払家賃他前払費用		11,000,000	
2. 固定資産	7,459,824		
(1) 退職給与引当預金 みずほ銀行		415,662	
資産合計 (A)		7,459,824	29,944,726
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 仮 受 金 預り社会保険料他	360,312		
2. 固定負債			
(1) 退職給与引当金	7,459,824		
負債合計 (B)		7,459,824	7,820,136
差引財産 (C) = (A) - (B)			22,124,590

平成 14 年度事業計画(案)

(平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日)

21 世紀になり、我々を取り巻く環境は好転するどころか一段とその厳しさを増し、対応に追われているのが現実である。

平成 14 年度においても、まず我が国の経済環境はトリプル安、雇用不安、消費者購買動向を見る限り、好転は望むべくもない。

そればかりか、流通構造変革といわれて過剰売場面積の淘汰、消費不振の煽りを受けての経営圧迫。更に製造段階における一連の空洞化と商品の多様性、低価格化、販売商品の安全性、表示制度の複雑性等と増えコスト増につながる動向の中で、再度卸無用論が登場している状態である。

かかる時、中間流通業の全国団体として為すべき事業を次の如く計画する。

1. 調査研究事業

- (1) 業界動向の予見に関する調査研究。
- (2) 中間流通業の機能に関する調査研究。
- (3) 果すべき機能のコストに関する調査研究。
- (4) 公正取引・公正競争に関する調査研究。

2. 普及啓発・研修・実践事業

- (1) 作成資料に関する普及啓発事業。
- (2) 各種研修会の企画開催。
- (3) 業界データベースのレベルアップ協力とインフラ活用の普及。
- (4) ローコスト化につながるロジスティクス共同化の実践。
- (5) 環境問題対応に関する実践。
- (6) 取扱商品の安全性に関する啓発と表示に関する実践
- (7) 各種の標準化に対する協力と啓発普及。

3. 本部活動

- (1) 日食協存在意義の再確認。
- (2) 全国団体の組織と本部の効率的運営の研究

以上

平成 14 年度 収支予算 (案)

(自平成 14 年 4 月 1 日～至平成 15 年 3 月 31 日)

1. 収入の部

(単位 : 円)

科 目		平成 14 年度 予 算 額	平成 13 年度 予 算	平成 13 年度 予 算 比較増減	備 考
大科目	中 科 目				
会 費 収 入		42,466,000	42,623,000	▲ 157,000	
	会員会費収入	42,466,000	42,623,000	▲ 157,000	
	正会員会費収入	16,825,000	16,835,000	▲ 10,000	
	事業所会費収入	1,810,000	1,760,000	50,000	
	賛助会費収入	18,381,000	18,578,000	▲ 197,000	
	団体賛助会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
	加入金収入	0	0	0	
補 助 金 等 収 入		0	800,000	▲ 800,000	
	受託事業等収入	0	800,000	▲ 800,000	
	教育研修事業費	0	400,000	▲ 400,000	
	そ の 他	0	400,000	▲ 400,000	
事 業 収 入		700,000	700,000	0	
	事 業 収 入	700,000	700,000	0	
	情報システム研修会	700,000	700,000	0	
雜 収 入		2,305,000	4,530,000	▲ 2,225,000	
	雜 収 入	2,305,000	4,530,000	▲ 2,225,000	
	受取利息	5,000	30,000	▲ 25,000	
	業務受託料	2,000,000	4,000,000	▲ 2,000,000	
	雜 収 入	300,000	500,000	▲ 200,000	
当 期 収 入 合 計	(A)	45,471,000	48,653,000	▲ 3,182,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額		22,124,590	27,481,588	▲ 5,356,998	
収 入 合 計	(B)	67,595,590	76,134,588	▲ 8,538,998	

2. 支出の部

(単位 : 円)

科 目		平成 14 年度 予 算 額	平成 13 年度 予 算	平成 13 年度 予 算 比較増減	備 考
大科目	中 科 目				
事 業 費		29,170,000	23,326,000	5,844,000	
	調査研究事業費	20,950,000	15,776,000	5,174,000	
	調査研究費	19,575,000	12,026,000	7,549,000	
	受託事業費	1,375,000	3,750,000	▲ 2,375,000	
	教育研修事業費		4,080,000	3,400,000	680,000
	人材育成事業費	3,380,000	2,700,000	680,000	
	情報システム研修会	700,000	700,000	0	
	知識啓発事業費		4,140,000	4,150,000	▲ 10,000
	啓発事業費	2,990,000	3,000,000	▲ 10,000	
	宣伝事業費	1,150,000	1,150,000	0	
管 理 費		24,001,000	30,325,000	▲ 6,324,000	
	人 件 費		14,265,000	20,264,000	▲ 5,999,000
	役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
	職員給料手当	3,155,000	9,045,000	▲ 5,890,000	
	福利厚生費	1,600,000	1,709,000	▲ 109,000	
	会 議 費		1,500,000	1,640,000	▲ 140,000
	会議費	1,500,000	1,640,000	▲ 140,000	
	事 務 諸 費		8,236,000	8,421,000	▲ 185,000
	旅費交通費	1,025,000	1,100,000	▲ 75,000	
	通信運搬費	500,000	500,000	0	
	消耗品費	1,400,000	1,500,000	▲ 100,000	
	光熱水料費	170,000	180,000	▲ 10,000	
	賃借料	4,681,000	4,681,000	0	
	備品費	100,000	100,000	0	
	雜費	150,000	150,000	0	
	交際費	200,000	200,000	0	
	租税公課	10,000	10,000	0	
積立金	積立金	退職金引当積立金	850,000	1,300,000	▲ 450,000
予備費	予備費	予備費	2,500,000	2,500,000	0
当 期 支 出 合 計	(C)	56,521,000	57,451,000	▲ 930,000	
当 期 収 支 差 額	(A) - (C)	▲ 11,050,000	▲ 8,798,000	▲ 2,252,000	
次 期 繰 越 収 支 差 額	(B) - (C)	11,074,590	18,683,588	▲ 7,608,998	

新年度事業活動

- ◇運営の基本的スタンスの確認 -正副会長会議- 82
- ◇定例理事会開催 - 4月 23 日 - 82
- ◇一段の飛躍を期して -酒類加工食品データベースセンター- 87

業務日誌より

- ・勉強もかねて -静岡食品卸同業会- 88
- ・ワーキンググループスタート -食品流通委員会- 89
- ・事業活動の確認 -物流委員会- 89
- ・品質表示基準違反に厳罰 -農林水産省- 89
- ・表示審査もより厳しく -全国食品缶詰公正取引協議会- 90
- ・新年度活動開始 -関東支部流通業務委員会- 91

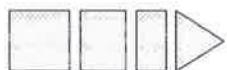


運営の基本的スタンスの確認



-正副会長会議-

4月23日（火）10時より定例の正副会長会議が、鉄道会館ルビーホールにおいて理事会に先がけ開催された。主な議案は①理事会運営・出欠状況・資料 ②役員改選新任候補及び内諾状況と三役改選 ③平成14年度見通し（会費額・収入予算・特別支出事業・事務局体制） ④繰越金残高と用途 ⑤SKDBCと株式会社ファイネットの交渉結果 ⑥その他 であった。新年度を迎えて改めて、当協会の基本的運営方針及びスタンスを確認する討議が行なわれた。



定例理事会開催



-4月 23 日-

4月23日（火）11時30分より定例の理事会が、鉄道会館ルビーホールにおいて開催された。定例的議題の審議の理事会ではあったが、13年度事業報告の内容については、いずれも今日的なテーマであり、実践的な対応であつただけに資料を熟読される場面がしばしばであった。また14年度における対応についても耳を傾けるシーンが多かったように見受けた。以下に当日の議事録を抜粋し掲載する。

議 案 第1号議案 平成13年度事業報告に関する件
第2号議案 平成13年度収支決算報告に関する件

- 第3号議案 会員の動向に関する件
 第4号議案 役員改選に関する件
 第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
 第6号議案 平成14年度事業計画案に関する件
 第7号議案 平成14年度収支予算案に関する件
 第8号議案 定時総会の開催に関する件
 第9号議案 その他



理事会 会場

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	20名	委任状	6名	計	26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計	3名

来賓出席	農林水産省総合食料局流通課	課長	平尾 豊徳様
		係長	松嶋 喜昭様

定刻になり井岸専務理事の司会により開会。

冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

國分会長挨拶

それでは、一言ご挨拶をさせて頂きます。

本日は大変ご多忙の中を、又ご遠方からご参集を頂きまして誠に有難うございます。

農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の平尾課長様始め幹部の皆様にご出席をいただきまして有難うございます。

日頃は当協会の運営に当たり、各地におきまして、また各委員会におきまして皆様方には格段のご指導、ご協力を賜っておりますことを重ねてこういう席でございますがお礼を申し上げる次第でございます。

私から申し上げるまでもなく、政府の最近の発表によりますと、経済環境については一部産業に下げ止まり感が出ている、或は底入れに向けた動きが見られるというようなことでございますが、当業界におきましては、依然として厳しい状況が続いているのが現状でございます。

与信問題の不安、或は経営上の諸問題に課題を抱えております。



開会挨拶 國分会長

またメーカー直取引というような問題も出てきておりまして、我々の存立基盤を揺るがす問題にも頭を悩ませておりますのが現実ではないかというふうに思います。

新聞等に見られますように、我々の業界においても、いろいろな不祥事が発生しておりますことにつきましては、甚だ残念なことだというふうに存するところでございます。

こういう中でございますけれども、お蔭様で当協会は滞りなく平成13年度を終了致しまして、4月1日からは新年度の活動に入っております。

来る5月29日に定時総会を開催することを予定しております。

つきましては、本日は総会の議題でもあります平成13年度に関する報告、任期満了に伴う役員全員の改選を含む、総会にてご審議を頂かなければならぬ、いろいろな事項につきまして内容をご検討頂き、またご確認を頂きたいというところでございます。

会費の額の適用処置延期を含む重要事項もございますので、どうぞ忌憚のないご意見を頂きまして慎重に審議をして頂ければと思うところでございます。甚だ簡単でございますけれども開会のご挨拶に代えさせて頂きます。

どうぞよろしくお願ひ致します。

次いで事務局がご来臨頂いた来賓2名を紹介し、来賓代表の平尾課長より次の如くご挨拶を頂戴した。

農林水産省 総合食料局流通課 平尾課長ご挨拶

只今ご紹介賜りました農林水産省総合食料局流通課長の平尾でございます。この4月1日で、前任の河田に代わってこの仕事を命じられました。よろしくお願ひ致します。

本日は貴協会の理事会にお招き頂きまして誠に有難うございます。

会員の皆様方におかれましては、常日頃から消費者、国民生活者と言った方が良いのかも知れませんが、その食生活の向上、食料の安定供給につきまして各般にわたりご尽力賜っていることに対して、この場をお借り致しましてお礼を申し上げます。又、貴協会におかれましては、日頃から加工食品の流通の効率化、近代化のための様々な研究、調査あるいは加工食品に関する国民への知識の普及、啓発等々積極的に活動をされて頂いていることにつきましても、重ねて敬意を表する次第であります。



ご挨拶される平尾課長

ところで、私ども農林水産省の行政につきましては、昨年のBSE問題に端を発し、農林水産省としての行政の在り方、立ち振るまいについて様々なご指摘、ご叱責を賜るとともにいろいろな方々からご示唆を頂いているわけでございます。そういう中で、先般4月2日にBSE問題に関する調査検討委員会から、今までの経緯を振り返って今後どうするのかというご提言を頂いているわけでございます。私どもは国民生活者に対する安全、安心な食品の安定供給が使命であると思っているわけでございます。

そういう中で、今回のいろいろな問題を真摯に受け止め、新たに国民の皆様方に対して安心

していただける食品の供給をという使命、もう一度きっちりと受け止めて取り組んでいかなければならぬという考え方で、大臣以下取り組んでいるわけでございます。

今後とも皆様方の一層のご指導、鞭撻を賜り更に自らの役割をきちっと果たしていきたいと考えております。

貴業界の状況につきましては、私がこの場で申すまでもありませんが、経済環境は厳しい状況が続いております。又、先程の会長からの話もありましたように、やや局面は落ち着いてきたかに見えますけれども、全体からすれば、まだまだ厳しい課題を克服しなければならない状況かとも考えております。こういう中で、やはり何といっても食料の供給に携わっている者としては、国民の皆様に安心していただき、信頼して頂くことが基本だと思っております。

そういう意味で、関係者の皆様と一緒にその使命を果たしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ致します。

本日本理事会で私がご挨拶を申し上げるのは役不足かと思いましたけれども、折角お招き頂きましたので就任の挨拶と昨年来のBSE問題に関連した動きについて、お話をさせていただきました。結びに貴協会の益々のご発展と皆様の今後の事業のご繁栄を祈念いたしまして私の挨拶と致します。

どうも有難うございました。

事務局は出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、濱口吉右衛門理事と市ノ瀬竹久理事の指名を行い了承を得て議事に入った。

- ◆第1号議案 平成13年度事業報告に関する件。
- ◆第2号議案 平成13年度収支決算報告に関する件。

議長より第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり、専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」及び「返品実態把握に関する調査研究報告書」「返品問題の実態と対応について」「日本の中間流通業の今日的存在意義について」を資料としながら次の如く報告をした。

- ① 概要として、概況、調査研究事業、普及・啓発・実践事業、本部活動のそれぞれについて、主なテーマとその概容
- ② 総務関係として総会、理事会、正・副会長会議、定款変更、農林水産省検査の報告
- ③ 本部事業活動として運営委員会(拡大運営委員会、定款変更等研究会、賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会)、食品流通委員会(卸機能検討ワーキンググループ作成レポート「日本の中間流通業の今日的存在意義について」、返品問題改善ワーキンググループ作成レポート「返品実態把握に関する調査研究報告書」及び「返品問題の実態と対応について」、情報システム委員会(ネットワーク検討会)・物流委員会(新物流コスト研究会)、商品開発研究会(缶詰ブランドオーナー会)、商品コード等研究会、法務研究会の各報告。
- ④ 受託事業として、酒類加工食品データベースセンター事務局業務(13年度事業報告、現状の課題、株ファイネット及びファイネットデータベースとその対応、13年度収支決算、14年度事業計画、収支見通し)の報告

- ⑤ 農林水産省補助・助成事業として「先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業」「食品販売業ブロック組織企画検討推進事業」の報告
- ⑥ 各支部報告(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州沖縄)
- ⑦ 事務局活動報告
- ⑧ 平成13年度の収支決算(収支計算書、貸借対照表、財産目録)報告

議長はここで監査報告を萩原弥重監事に求めた。萩原監事は「4月11日監事3名(他に兼崎勝行氏・池田孝雄氏)にて監査したが、その内容が正確に処理されていた事を認める」と報告した。

議長はここで第1号議案、第2号議案の質疑を求めたが質疑なく承認を求めた。そして拍手で承認された。

続いて議長はここで、第3号議案の説明を事務局に求めた。

◆第3号議案 会員の動向に関する件。

事務局より平成13年度に於ける入退会者のリストを報告した。そして承認された。

◆第4号議案 役員改選に関する件。

本件について議長から「本年度は全員任期満了改選期に当たる。そこで事務局に命じ、もし再任ということであればお引き受け願えるか否かのご意向を各位に伺わせたところ、幸いにも全員内諾書を頂けた。ただ会社人事の都合上カナカン(株)の角間俊夫理事と(株)三友小網の宇都木政司理事のお二人から再任のお断りと後任候補として、カナカン(株)の桑島敏彰氏と(株)三友小網の平野博史氏のご推薦があった。

この新しいお二人を加えて、ご内諾頂けた方々全員を定時総会に於ける議案提起の際の役員候補として、ご推薦申し上げたいが異議があろうか」との発言があり、全員「異議なし」との回答があった。

議長は改選され、定時総会終了後に改めて登記の手続きを行う事を付言した。

◆第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により事務局より資料に基づき、平成14年度の適用措置と例年通りの徴収方法となる旨の報告があった。

議長はこれの承認を求めたが、異議なく承認された。

◆第6号議案 平成14年度事業計画案に関する件

◆第7号議案 平成14年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案も続けて説明するよう事務局に指示があった。事務局は第6号議案については、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動にわけて説明。

第7号議案については収入支出の両面において、事業活動との関連と、処理科目的変更を折り込んで、いずれも資料に基づき報告した。

そして単年度では支出が収入を上回る予算である事の認識を求めた。

ここで議長は質疑等を求めたが異議もなく、両案一括して承認がなされた。

◆第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長は「以上審議頂いた事をふまえて会員に定時総会の案内をしたい」、事務局にまとめるよう指示があった。

事務局は、平成14年5月29日（水）14時より鉄道会館ルビーホール12階にて開催の予定。議案は本日の理事会議案と同じ内容となる旨報告した。

◆第9号議案 その他

議長より出席者に問題提起を求めたが無かったので事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定として、5月29日（水）12時30分より、このルビーホールにて総会直前の理事会を開催することを報告した。

議長より全員に確認のお願いがあり、本日の審議が終了したことと、長時間に亘る審議に対する謝辞が述べられた。そして14年度の事業活動に対する協力のお願いで閉会の挨拶を結んだ。14時10分であった。

以上



一段の飛躍を期して



—酒類・加工食品データベースセンター—



鎌田運営委員長(味の素株)
開会挨拶

5月8日（水）14時より東京五反田の東京卸売センター会議室において酒類・加工食品データベースセンターの本年度の定時総会が開催された。

当日は当協会が事務局を受託している関係から井岸専務理事の司会で開会。運営委員長 鎌田敏弘氏（味の素株）のご挨拶に統いて別掲（47頁）の如き資料に基づいて一連の説明がなされ、いずれも原案通り可決された。

この中で、平成14年度期央において酒類・加工食品データベースの一段の飛躍を具現し、株ファイネット殿の保有するデータベースを業界の標準データベースと位置づける。あげて各自がこれを活用し、業界全体のレベルアップと情報コスト・ひいては流通コストの低下化を目指す事になった。

(株)ファイネット殿に対しては、当協会としても再三接渉依頼そして懇願した結果、中小企業に対する配慮の届いた料金体系も発表されたので、これから、内容を確認する説明会等にも出席し、以前に増しての活用をおすすめする。

また今迄、充分な活用に至らなかった会員企業、又未加入であった企業にも、この際に積極的に活用される事をおすすめしたい。IT情報化時代に乗り遅れないためにも。



SKDBC総会会場

業務日誌より

勉強もかねて

—静岡食品卸同業会—



5月9日(木)15時30分より静岡グランドホテル中島屋の会議室にて、静岡食品卸同業会総会が開催された。16時より「日食協事業報告」として井岸専務理事より「返品問題の実態と対応について」と「新物流コスト概念」の説明報告がなされ、加えて「今、自信を取り戻して、為すべき努力とは」と題する講演が行われた。

山口会長(ヤマキ(株))開会挨拶



静岡食品卸同業会 総会会場

ワーキンググループスタート

—食品流通委員会—

5月14日（火）13時15分より、食品流通委員会ワーキンググループの第1回会合が開催された。

本件は4月9日（火）に開催された食品流通委員会において、本年度の事業の具体的活動を討議した結果、次の3つのワーキンググループを結成し、作業に入る事となった。

- ① （仮称）21世紀の卸売業…メンバー企業（委員名）は、西野商事株（酒井 進氏）、コンタツ株（根津衛三氏）、加藤産業株（梅沢光男氏）、国分株（中島克浩氏）。
- ② （仮称）価格差金の立替問題…メンバー企業（委員名）は、株明治屋（菰田義壽氏）、伊藤忠食品株（嬉野通武氏）、株廣屋（鈴木幹人氏）、株雪印アクセス（須藤和義氏）。
- ③ （仮称）環境問題対応…メンバー企業（委員名）は、株サンヨー堂（佐藤哲也氏）、株三友小網（近藤純嗣氏）、株菱食（三宅義之氏）。

当日は、第1回の会合という事で各ワーキンググループ委員が全員出席し、食品流通委員長市ノ瀬竹久氏（株菱食）より、本年度の委員会の目的と、このテーマに絞られた経緯、そして各グループに期待する所を説明して頂き、各グループ毎に座長を互選し、各々の次回のスケジュールと作業の内容の見通しについて話し合った。

事業活動の確認

—物流委員会—

5月14日（火）15時より物流委員会が開催された。当日は前年度末に討議決定した事業活動指針に基き、具体的にテーマ毎の担当企業や予定期日方法等について協議した。この中で懸案の「共同物流」についても触れ、年度内に推進される事の再確認がなされた。

品質表示基準違反に厳罰

—農林水産省—

4月になり農林水産省から品質表示基準に違反した場合に厳罰を課す姿勢が明確になり、その趣旨と概要について次の如き説明があった。

以下原文のまま。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 の一部を改正する法律案について

平成14年4月
総合食料局

I 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）については、最近の食品の偽装表示の多発を踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、公表の弾力化及び罰則の強化の措置を講じることとする。

II 概要

1 公表の弾力化

消費者への迅速な情報提供を図る観点から、必要なときに公表することを可能とするようとする。（現行の「指示に従わない」場合の公表の規定を削除）

※ 現在のJAS法では、指示以前の時点では、相手方の同意がない限り公表できない。

2 罰則の強化

指示を遵守すべき旨の命令に違反した場合の罰則を、次のとおり大幅に強化する。

①懲役	なし	→1年
②罰則 個人	50万円	→100万円
法人	50万円	→1億円

表示審査もより厳しく

—全国食品缶詰公正取引協議会—

4月15日（月）10時より、（社）日本缶詰協会会議室において、全国食品缶詰公正取引協議会の表示審査委員会が開催された。これは4月始め一製造企業より、中国産の柑橘類で、日本の甘夏に類似した「胡柚（日本語の読みはこゆず又はこゆ）」を商品化するに当り、日本名を調査したが適切な日本名が存在せず、中国側の希望もあり、商品名を「胡柚（中国甘夏）」としたいとの結論を得、そしてこれについての妥当性を協議会に求めて来た事に依るものであった。当事務局も表示審査委員の1人であるので、これについて委員会開催を提唱し、直ちに委員を招集してもらったものである。そこで当日、当該製造企業から説明を聞いた上で委員間で討議がなされた。その結果次掲の如き回答を協議会として結論づけた。

なお協議会としては、当協会においてもこの事の会員に対する広報、普及啓蒙、そして今後発生する類似ケースのガイドラインとすべきを依頼して來たので今回当協会として会員各位にお知らせするものである。

表示審査依頼に関する回答

平成 14 年 4 月 1 日付けにて貴社より依頼のあった「胡柚・シラップづけ」に関して、表示審査委員会にて審査した結果、下記の通り決定したので通知する。

記

1. 品名については、貴社の要望通り「胡柚・シラップづけ」と表示すること。
なお、読み方については“こゆ”および“こゆず”的いずれでも差し支えない。
2. 商品名に記載されている“(中国甘夏)”については、たしかに形状・香味等が在来種の甘夏ミカンに類似しているが、別の品種であることから、甘夏ミカンとの誤認をさけるためその使用を禁止する。
3. 主要部分に記載されている説明表示については、特に差し支えないものとする。
この場合商品名と同様に“中国甘夏”的用語は使用しないこと。また、将来的に浙江省以外の地域でも栽培されることが予想されることから、記述内容は十分注意すること。
4. 表示内容の変更についてはできるだけ速やかに行うこと。なお、すでに製造が終了している製品を業務用としてのみ販売する場合は、相手先が誤認しないよう十分な説明を行うこと。ならびに当該表示の製品が一般消費者等に直接販売されないよう十分な対策を行うこと。

以上

新年度活動開始

一関東支部流通業務委員会一

4 月 26 日(金)15 時より関東支部流通業務委員会が開催された。

議題①平成 14 年度備車及び物流動向調査については、当番企業西野商事㈱ 桑久保正浩氏の報告がなされ、各社の情報交換を行った。②商品研修会については、14 年度は秋季に 1 回開催する事とした。③物流コスト調査については、物流委員会策定に依る「新物流コスト算出基準」の採用について質疑が交わされ討議された。物流委員会の調査動向を見て、関東支部の具体化を決定することになった。④その他では 6 月 12 日予定の総会後の研修会についての確認を行った。

